

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
001	実施方針	3	第1	7				受注者収入の対価の上限設定について	2022年5月に貴府よりご依頼いただきましたサウンディング調査時に、概算事業費を回答しておりますが、その後物価が上昇していることから、物価上昇分を加味いただきますようお願いします。 また、今後入札までに1年間で更なる物価上昇が予想されるため、さらに余裕を持った対価の上限額設定を要望します。	ご意見として承ります。
002	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動について	物価スライドに関しまして、国の考えに基づき機械・電気設備工事の機器費単価も対象になると考えますが、よろしいでしょうか。（国の考え：令和5年度全国下水道主管課長会議資料より） その場合、スライド額は事業者見積の徴収により算定いただけたと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
003	実施方針別紙2	4	リスク分担					リスク分担について	注釈※1※2に「一定の割合」とありますが、入札公告時に具体的な値が示されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
004	要求水準書（案）	29	Ⅱ	2	4	2	(2)	製作の区分について	「本工事における汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機、焼却炉は「自社製作」とする、とありますが、本要件により事業者参入の門戸を狭めることになり、PPPの趣旨である民間の創意工夫の活用に反すると考えますので、汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機については、自社製作の要件を削除いただきますよう、お願いします。	汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機は「自社製作」の要件の対象外とし、焼却炉のみ、「自社製作」の要件の対象とするよう変更します。変更内容は入札公告時に示します。
005	要求水準書（案）	49	Ⅱ	6.1	(2)			試運転について	試運転の期間は、1ヶ月程度との記載がありますが、本事業範囲に含まれる設備を対象に検討すると、1ヶ月では収まりません。 試運転期間は、事業者の任意設定とするよう、ご検討をお願いします。	試運転の期間は要求水準書に記載のとおり、1か月程度を想定していますが、内容や期間を変更する場合は受注後に発注者と協議するものとします。
006	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール（予定）	受注者の申請により更新完了日を令和14年2月27日までに延長することができるが、申請において特別に書類が必要とされる場合は、入札公告でお示しください。	入札公告時に示します。
007	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール（予定）	「令和11年度末までの期間において既存の機械濃縮設備、脱水設備、焼却炉設備を用いて汚泥処理の継続が可能な状態を保持すること」が要求されています。即ち、処理継続に移働の必要がない設備は、令和11年度末を待たずに撤去が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	既存設備で汚泥処理継続可能な状態を保持するため、撤去は不可としています。
008	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール（予定）	維持管理業務期間は令和23年3月31日17：00までである一方で、ユーティリティ調達業務は同日24：00までが範囲です。 令和23年3月31日17:00-24:00の間に、ユーティリティ使用量が通常の範囲を超えて増大した場合、受注者の責に抛るものではない可能性が高いため、当該費用増加分は協議の対象としてください。 受注者の帰責に抛らない場合、受注者の負担とならないことをご確認ください。	通常の運転操作に関わるユーティリティの使用量をご負担いただくこととしておりますことから、大幅な使用量の増加の場合につきましては協議の対象いたします。
009	実施方針	3	第1	7	(1)	③		設計業務に係る対価 物価変動	物価変動による改定において参照する指数は、市場物価と緊密に連動するものを選定ください。 なお、指定の物価指数で価格改定補正ができるよう、入札書類の積算費目をご指定ください。	入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
010	実施方針	3	第1	7	(1)			設計業務に係る対価表1	設計建設業務の対価の内訳A-1における「SPC運営費」は、令和11年度までのものであるとの理解です。建設工事を令和13年度まで延長する場合において、令和12年度－13年度の「SPC運営費」は、次細目の維持管理業務対価の固定費B-1に含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
011	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	表2のB-3、B-4および表3のC-3、C-4に記載の電気料金、水道料金、燃料費、薬品費、運搬費（大井～フェニックス）、運搬費（大井～今池）、焼却処分費、今池水みらいセンター処分費について、公平性のために入札公告時には単価をお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	本事業の適用単価については基本は技術提案いただく予定ですが、一部単価については発注者側より提示する予定です。詳細は入札公告時に示します。
012	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	変動費1（B-3）は焼却設備が稼働している期間の変動費、変動費2（B-4）は焼却設備が停止している期間の変動費を指すものとの理解です。このとき、月々の対価の支払いは、焼却設備の稼働状況に拠って、B-3またはB-4のいずれかで計算されると解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
013	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	資源生成事業は任意でしょうか。任意であれば、資源化事業を実施しない場合、資源化物原料対価（B-5）は適用外となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P20 1.6のとおりです。
014	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	物価変動による改定の詳細は入札説明書等に示すものとされています。物価変動による改定において参照する指数は、市場物価と緊密に連動するものを選定ください。なお、指定の物価指数で価格改定補正ができるよう、入札書類の積算費目をご指定ください。	ご意見として承ります。
015	実施方針	5	第1	7	(3)			維持管理業務（令和14年度～令和22年度）に係る対価	変動費1（C-3）は焼却設備が稼働している期間の変動費、変動費2（C-4）は焼却設備が停止している期間の変動費を指すものとの理解です。このとき、月々の対価の支払いは、焼却設備の稼働状況に拠って、C-3またはC-4のいずれかで計算されると解釈でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
016	実施方針	5	第1	7	(3)			維持管理業務（令和14年度～令和22年度）に係る対価	資源生成事業は任意でしょうか。任意であれば、資源化事業を実施しない場合、資源化物原料対価（C-5）は適用外となるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号13を参照願います。
017	実施方針	7	第2	2				表4 受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	入札説明書、要求水準書、技術提案書等の質問回答は随時受付、随時回答（目安として14日以内）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
018	実施方針	7	第2	2				表4 受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	技術ノウハウに関わる質問について、非公表にすることは可能でしょうか。不可の場合、質問は全て公開されるという理解でよろしいでしょうか。	非公表希望は質問事項欄に記載していただき、最終的な公表の判断は発注者で行う対応とします。詳細は入札公告時に示します。
019	実施方針	7	第2	2				表4 受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	令和6年11月下旬に締め切る入札説明書等に関する質問は、入札公告等で公表される書類一式が対象となることをご確認ください。要求水準書や技術提案書作成要領等の質問も、11月下旬に提出可能なものとしてください。また、1回の質疑回答では十分な意思疎通が難しいと想定されるため、12月のご回答後に対話の設定を希望します。要求水準書や各種契約書の条件は、技術提案書の内容に密接に関係するため、その提出前に質問のご回答をいただく必要があります。	前段について、公募書類一式に関する質問提出は可能としますが、入札説明書等に関する質問の回答を優先します。後段について、ご意見として承ります。
020	実施方針	7	第2	2				表4 受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	技術提案書の提出後に、ヒアリングが必要に応じて設定されますが、プレゼンテーションは不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
021	実施方針	8	第2	3	(1)	①		第1回現地見学会	【意見】次回以降の官民連携事業について、意見として下記を申し入れます。 ①1業者3名までは少ないと考えます。 施工業者等協会社と併せて確認できるものとし、人数制限の緩和の検討をお願いします。 ②1業者あたり90分では短いと考えます。 午前中(3時間)と午後(4時間)など、見学時間の延長について検討をお願いします。	ご意見として承ります。
022	実施方針	9	第2	3	(3)			質問及び意見への回答	【意見】過去の大阪府様の案件にて、質問期限を過ぎてから回答が公表され、追加の質疑がおこなえなかったことがございました。早回答可能なものについては期限を待たず早期に公表いただくよう、強く要望いたします。	ご意見として承ります。
023	実施方針	10	第2	4	(1)	③		入札参加者の構成	「入札参加者は、SPCに出資する企業のみによって構成されるものとする」とありますが、SPCに出資しないが本事業に係る企業の扱いについて規定はございますか。 例えば、設計建設工事の一部のみをSPCから請け負う企業を想定しています。当該企業は、維持管理期間の業務が無いため、事業期間全体に亘るSPCへの出資が難しいです。	SPCに出資しない企業の規定を設定する予定はございません。
024	実施方針	10	第2	4	(1)	④		入札参加者の構成	3行目「…は設計建設業務又は維持管理業務に直接携わること、及びを求めるものとする。」とあります。誤字と推察いたしますので修正をお願いします。	「…は設計建設業務又は維持管理業務に直接携わることを求めるものとする。」と修正します。
025	実施方針	10	第2	4	(1)	⑩		入札参加者の構成	SPCは焼却炉機械設備工事については構成企業以外の者と契約を締結してはならない。との記載がありますが、例えば構成企業が機械工事を担い、土木建築工事を構成企業以外が担う乙型共同企業体とSPCが契約することは可能との理解でよろしいでしょうか。 なお、大阪府様の別事業において同様の質問があり、その際は「乙型共同企業体の協定書等において、焼却炉機械設備工事を構成企業が担うことが明記されており、業務分担が確認できることが条件となります」という回答が公表されておりました。	乙型共同企業体の協定書等において、焼却炉機械設備工事を構成企業が担うことが明記されており、業務分担が確認できることが条件となります。
026	実施方針	10	第2	4	(1)	⑩		入札参加者の構成	「運転管理業務については、構成企業、構成企業による共同企業体以外の者と契約してはならない」とあります。ここにおける「運転管理業務」とは、別紙1業務範囲区分表に示す「維持管理業務」の範囲の「運転管理業務」を示すものと理解します。その他業務（「保全管理業務」や「ユーティリティ等の調達管理業務」、「補修業務」）は、含まれない解釈です。	ご理解のとおりです。
027	実施方針	11	第2	4	(3)	①		配置技術者 事業統括責任者	前々細節の⑨において、発注者の承諾による代表企業の変更が認められています。代表企業が変更される場合には、事業統括責任者の交代も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者の承諾を得て事業統括責任者を変更することができるものとします。
028	実施方針	13	第2	5	(5)	①		配置技術者 設計業務総括責任者	設計業務総括責任者はSPCに籍を置くこと、また、「システム設計技術者」を兼務することができるかとあります。「システム設計技術者」は、SPCから発注される焼却炉機械設備工事を行う構成企業から配置することになるため、出身企業（焼却炉機械設備工事請負企業）の籍と、SPCの籍を兼務できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
029	実施方針	17	第2	6	(3)	①		配置技術者 維持管理業務総括責任者	維持管理業務総括責任者はSPCに籍を置くこと、また、「運転管理業務総括責任者」を兼務することができるとあります。「運転管理業務総括責任者」は、SPCから発注される運転管理業務を実施する構成企業から配置することになるため、出身企業（運転管理業務実施企業）の籍と、SPCの籍を兼務できると理解します。	ご理解のとおりです。
030	実施方針	21	第3	3				受注者の責任の 履行の確保に関する事項	建設工事に対する履行保証保険の付保について規定されていますが、維持管理業務に関しては不要でしょうか。	入札公告時に示します。
031	その他							提案限度額について	昨今、物価が著しく上昇しており、今後も上昇が見込まれる中、機器費等についても同様の状況です。 このため、入札公告における提案限度額の設定に当たっては、メーカー等からご提出しております直近の機器見積額を基にされることを強く要望します。	ご意見として承ります。
032	実施方針別紙1	1	業務範囲区分					業務範囲区分表※1	「焼却炉の点検整備期間中の脱水汚泥は、今池水みらいセンターへ搬送とする。（上限日数有り）」とありますが、本事業で処理するし渣・沈砂も同様に今池水みらいセンターへ搬送とする理解でよろしいでしょうか。	し渣・沈砂は、今池水みらいセンターへ搬送せず、点検整備期間中は貯留等で対応し、焼却炉稼働時に焼却することを想定しています。
033	実施方針別紙2	1	リスク分担					物価変動全般	物価変動について、本事業はデザインビルド方式であり、設計期間を経て工事着手となります。内閣府民間資金等活用事業推進室公表（令和6年7月3日）の「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」においても「どの時点の物価を「サービス対価」の改定の基準とするかについては、契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられます。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられます。〔契約ガイドライン P.88〕」とされておりますので、本案件においても入札日を起点として、物価変動を考慮して頂くよう要望致します。	ご意見として承ります。
034	実施方針別紙2	2	リスク分担表					用地の瑕疵リスク	「埋蔵物等による計画・設計変更または受注者費用増加等」とありますが、発注者が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物による費用増加は発注者にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P.21の「2.2 事前調査」に記載のもの以外はご理解のとおりです。
035	実施方針別紙2	2	リスク分担表					用地の瑕疵リスク	「埋蔵物等による計画・設計変更または受注者費用増加等」とありますが、発注者が開示した図面等で明記されていない埋蔵物、埋設物による工期遅延のリスクも発注者分担という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P.21の「2.2 事前調査」に記載のもの以外はご理解のとおりです。
036	実施方針別紙2	3	リスク分担表					汚泥性状の変動リスク	「要求水準書に示す条件内の汚泥性状の変動に伴う変動費用の増加」は受注者負担となっています。有機分率以外の汚泥性状が示されておりましたが、「大阪府流域下水道維持管理報告書」汚泥精密試験結果で示された数値を外れた場合は発注者のリスク分担という理解でよろしいでしょうか。	「大阪府流域下水道維持管理報告書」汚泥精密試験結果は過去の試験結果を示しておりますが、リスク分界点を意味しているものではありません。つきましては、入札公告時に示します。
037	実施方針別紙2	4	リスク分担					運転管理費の増大リスク	発注者の帰責事由以外の要因による運転管理費の増大リスクについて、受注者〇に※5を追記ください。要求水準未達リスクと同様に、受注者の帰責に拠らないものは、※5にて協議の対象としてください。 なお、脱水ケーキや灰の処分費は本分担表から分類しにくいと思料しますが、量（要求水準範囲内）は受注者、単価は発注者のリスク負担となるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、実施方針のとおりとします。 後段について、ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
038	実施方針別紙2	4	リスク分担					運転管理費の増大リスク	フェニックスでの処分単価は発注者側のリスクと考えますがその理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
039	実施方針別紙2	4	リスク分担					運転管理費の増大リスク	フェニックス側の都合で焼却灰が搬出できない事情がある場合は発注者側のリスクと考えますがその理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
040	実施方針別紙2	4	リスク分担					※1 注釈文	物価変動で受注者が負担する一定の割合については、定量的に公告書類にてお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
041	実施方針別紙2	4	リスク分担					※2 注釈文	設計段階および建設段階における不可抗力による損害のうち受注者が負担する一定の割合については、定量的に公告書類にてお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
042	実施方針別紙2	4	リスク分担					※2 注釈文	例えば一定の割合が1.5%と仮定し、物価変動が1.8%であった場合、物価変動の値そのもの(1.8%)を認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
043	実施方針別紙2	5	リスク分担					※3	既設流用部の事業開始時の健全度は、受注者にて確保できません。これら範囲を適切に管理したにもかかわらず、性能の保持が難しい場合は本項※3により、発注者にて更新を行う理解です。 なお、当該更新が遅れたことにより運転管理費が増大するリスクも、受注者の負担ではないことをご確認ください。	基本的にはご理解のとおりです。 なお、更新が遅れた事由が受注者に起因するもの場合は、この限りではありません
044	実施方針別紙2	5	リスク分担					※6	不可抗力に該当するかどうかの基準・指針などを開示ください。	入札公告時に示します。
045	実施方針別紙4	1	システムフロー					用水設備	※ 事業者提案する施設において既設設備では能力が不足する場合は、事業者の責任において必要な措置を施すこと。ただし、維持管理業務の対象外とする。 とあります。 能力が不足する懸念がある場合、設置は事業者で行いますが、その費用は入札金額に含めてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
046	実施方針別紙5	3	要求水準未達	3	(1)	2)			「なお、上記①及び②の両方に該当した場合、SPCとその構成員に対し、大阪府流域下水道事業における官民連携事業において、入札参加停止措置を行い、公表する。」とあります。 こちらについては官民連携事業における入札参加停止措置であり、公設公営の案件については入札参加停止措置はなされないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
047	要求水準書(案)	2	1	2	2.3			事業期間・スケジュール（予定）	7行目「・・・既存の機械濃縮設備、脱水設備、焼却炉設備・・・」とありますが、ここでのいわゆる主機を指し、休止中もしくは汚泥処理に影響しない設備は対象外との解釈でよろしいでしょうか。	管理番号7を参照願います。
048	要求水準書(案)	2	I	1	2.3			事業期間・スケジュール（予定）	契約からR11年度末までは「既存の設備が継続可能な状態を保持」とありますが、運転継続のために既設設備の改造、増設が必要な場合においては、発注者の負担にて実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	契約からR11年度末までは既存設備により別途契約の運転管理業務により処理を実施することを想定しています。既存設備の改造、増設の実施は想定していません。設計建設業務の都合により、既設設備の改造、増設が必要な場合においては、受注者の負担にて実施することを可能とします。
049	要求水準書(案)	3	I	2	2.6			緊急時の協力	1行目「…により、大阪府内の市町村が管轄する…」とありますが、この「大阪府内の市町村」に「大阪市」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
050	要求水準書(案)	13	II	1	1.2			更新施設の規模	「DS/日以上」との表記がありますが、「II 1.4. 処理対象汚泥」にあるように最大値が示されているため「以上」の表記は不要と考えます。	施設規模は受注者の提案とするため、要求水準書のとおりです。
051	要求水準書(案)	14	II	1	1.4	(2)		し渣・沈砂受入焼却量	し渣およびスカム処理設備の検討にあたり、初沈、余剰、スカムおよび外部受入のそれぞれのし渣量(設計代表値および最大値毎)をご提示願います。 また、外部搬入頻度をご提示願います。	別紙5の処理実績および大阪府流域下水道維持管理報告書をご参照願います。 初沈・余剰・スカムの個別量は計量しておりません。 外部受入れ頻度は、場内（水処理）より3回/月、外部（川面中継ポンプ場）より1回/月を想定しています。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
052	要求水準書（案）	14	Ⅱ	1	1.4	(2)		し渣・沈砂受入焼却量	沈砂について、場内発生および場外受入の沈砂量（設計代表値および最大値毎）をご提示願います。 また、外部受入頻度をご提示願います。	別紙5の処理実績および大阪府流域下水道維持管理報告書をご参照願います。 外部受入れ頻度は、場内（水処理）より3回/月、外部（川面中継ポンプ場）より1回/月を想定しています。
053	要求水準書（案）	21	Ⅱ	2	2.2			事前調査	出土等により工事がストップする場合は発注者リスクとの理解です。本事象により設計建設期間を超過した場合において、ペナルティ等は課されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
054	要求水準書（案）	21	Ⅱ	2	2.0	(3)		事前調査	施設設計の前提として、掘削深さがTP+14.0mに達しない場合、文化財調査は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 但し、基礎構造が杭基礎の場合、杭面積と施設面積（ともに投影面積）における杭面積の割合が5%以上の場合は文化財調査が必要となる場合がありますので、受注後の協議となります。
055	要求水準書（案）	21	Ⅱ	2	2.0	(3)		事前調査	掘削深さがTP+14.0mに達せず、施工時に遺構面が発見され、文化財調査が必要となった場合、工期遅延および費用負担の責任は発注者側と考えてよろしいでしょうか。 もしくは、費用増加分については、増額変更可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
056	要求水準書（案）	21	Ⅱ	2	2.0	(3)		事前調査	汚泥受入ピットの設置を計画した場合、文化財調査の実施時期および手順は、①、②のどちらでしょうか。いずれにも該当しない場合、実施時期および手順をご教示ください。 また、調査機関が5か月を超える場合のリスクは発注者側にあるという理解でよろしいでしょうか。 ①杭打ち前に受注者が掘削（矢板等の仮設含む）を行い、発注者にて5か月間の文化財調査後に、受注者が埋戻し（仮設解体を含む）を実施する。 ②杭打ち後に受注者にて指定の深さまで掘削し、発注者にて5か月間の文化財調査後に、基礎工事を実施する。	前段は、①を想定しています。 後段は、ご理解のとおりです。
057	要求水準書（案）	22	Ⅱ	2	2.3	(3)		設計業務体制	設計業務の担当者以外の第三者を「照査者」として設置することを、受注者に求めています。乙型共同企業体で設計施工を実施する場合、その共同企業体の構成員において照査者を設置します。 この「照査者」は、SPCもしくはSPC構成企業に籍を置く必要はないという理解でよろしいでしょうか。	照査者は、SPCもしくはSPC構成企業に籍があることとします。
058	要求水準書（案）	24	Ⅱ	2	2.4.1	(6)		工事監理	「受注者は、本工事の着工前に、建築基準法に規定する工事監理者を設置し。」とありますが、SPCの構成企業が含まれる乙型共同企業体の構成員から工事監理者を設置するを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの構成企業が含まれる乙型共同企業体の構成員以外から、工事監理者を設置してください。
059	要求水準書（案）	29	Ⅱ	2	2.4.2	(2)	1)	機器の製作	「…日本国内で調達可能なものとし」とありますが、国内で調達可能であれば海外製品を使用しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
060	要求水準書（案）	32	Ⅱ	2	2.5.1	(4)		施設引渡し後の確認	「技術提案内容の適合に関して確認を実施し」とありますが、濃縮・脱水・焼却の全プロセスを一連で行うわけではなく、設備単位で性能確認を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、技術提案内容の適合に関して必要な性能確認を行えることとします。
061	要求水準書（案）	33	Ⅱ	2	2.6			取合等に関する条件	3行目の「施行時期」は「施工時期」の誤字との理解でよろしいでしょうか。	「施工時期」に修正します。
062	要求水準書（案）	34	Ⅱ	2	2.6	(3)	1)	上水に関する条件	特に言及がありませんが、(4)の日最大排水量を超えない限り、上水の使用量に上限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。給水設備の増改築が必要な場合は、受注者にて実施とします。
063	要求水準書（案）	35	Ⅱ	2	2.6	(3)	2)	再利用水に関する条件	特に言及がありませんが、(4)の日最大排水量を超えない限り、再利用水の使用量に上限はないという理解でよろしいでしょうか。	管理番号62を参照願います。
064	要求水準書（案）	35	Ⅱ	2	2.6	(3)	2)	再利用水に関する条件	「既存供給設備・配管で供給量を満足できない場合は受注者の責任において必要な措置を施すこと。」とありますが、ポンプの増設等に伴い電力量が増大した場合は、その分の電力量は受注者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
065	要求水準書（案）	36	Ⅱ	2	2.6	(4)	1)	プラント設備排水	4行目に「排水可能量は、下記①～③を合わせて」とありますが、④の水処理スラム分離液は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
066	要求水準書（案）	36	Ⅱ	2	2.6	(4)	1)	③焼却排水	「建設地近傍の場内返流水人孔へ排水とする」とありますが、高さ（深さ）のわかる資料をご提示ください。	入札公告時に示します。
067	要求水準書（案）	37	Ⅱ	2	2.6	(6)	1)	焼却炉燃焼ガス	白煙防止の条件があればご教示をお願いします。	入札公告時に示します。
068	要求水準書（案）	37	Ⅱ	2	2.6	(8)		監視制御に関する条件	各コントローラ（PLC）と記載ございますが、監視制御装置はDCSおよびSCADAのどちらでも構成可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
069	要求水準書 (案)	37	Ⅱ	3				機械設備に関する要求水準	本事業では、初沈汚泥および余剰汚泥を濃縮、脱水、貯留、焼却することが可能であれば、方式や型式にとらわれず、要求水準書p.1に記載の通り「民間事業者が保有する技術力やノウハウ等を最大限活用」した提案が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
070	要求水準書 (案)	37	Ⅱ	3				機械設備に関する要求水準	実稼働実績に実証設備は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
071	要求水準書 (案)	38	Ⅱ	3	3.1			その他	発注者にて流用躯体の防食を行う旨の記載がありますが、1槽あたり約3か月の期間を大幅に超えたことにより、事業者の設計建設期間までに建設を終えられなかった場合、ペナルティは課されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
072	要求水準書 (案)	39	Ⅱ	3	3.4			能力等	貯留・搬出などの機械設備を2基以上設けることを求められておりますが、架台や土木建築などは求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	架台や土木建築は必要ないと想定していますが、提案で必要な場合は受注者の負担にて実施ください。
073	要求水準書 (案)	39	Ⅱ	3	3.4			その他	発注者にて槽内の防食を行う旨の記載がありますが、1槽あたり約3か月の期間を大幅に超えたことにより、事業者の設計建設期間までに建設を終えられなかった場合、ペナルティは課されないという理解でよろしいでしょうか。	管理番号71を参照願います。
074	要求水準書 (案)	39	Ⅱ	3	3.4			その他	発注者にて余剰汚泥槽内の防食を行う旨の記載がありますが、仮に応札者がいないなどの事由によって令和10年度に対応できない場合においても、本事業に防食工事を追加することはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
075	要求水準書 (案)	39	Ⅱ	3	3.4			その他	「脱水汚泥を外部へ搬出する時に、搬出先で荷下ろしを完了するまで持続した消臭を講ずること。」とありますが、周辺地域に悪影響を及ぼさないよう臭気対策として、搬出時に消臭剤を噴霧してマスキングすることでよろしいでしょうか。 また、現状、搬出先で荷下ろしを完了するまで持続した消臭としてどのような対策を実施しているかご教示願います。	前段はご理解のとおりです。 後段は以下の対応を実施しています。 ①臭気発生防止に持続性を有するタイプの消臭剤を混合汚泥貯留槽に注入。 ②ケーキ貯留ホップ貯留時に防臭剤を散布。 ③搬出トラックへ脱水ケーキ積み込み時に消臭剤を散布。
076	要求水準書 (案)	40	Ⅱ	3	3.5			型式	(使用する燃料の実績含む)とありますが、重油や都市ガスのほか、例えばし尿、食品残渣、廃油、木質チップ等を助燃材として混焼することを想定している場合は、それらを混焼した下水終末処理場における実稼働実績が求められる、という理解でよろしいでしょうか。	使用する燃料については下水終末処理場に限らない実稼働実績として考えています。 本件につきましては修正し、入札公告時に示します。
077	要求水準書 (案)	44	Ⅱ	4	4.4	(3)	4)	二重化範囲	プロセスコントローラの二重化の範囲は本事業が安定的に運転できるような構成を事業者により提案することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
078	要求水準書 (案)	44	Ⅱ	4	4.5	(4)		計装設備	「受注者は適切な維持管理及び運営に資するため、以下の項目について計量できる設備を必ず設けること」とあります。 人孔との取合い高さから、排水を満管にして流量計を設置することが困難な場合は、流入量から演算によって排水量を算出することは可能でしょうか。	想定はしておりませんが、計測方法については受注後の協議とします。
079	要求水準書 (案)	44	Ⅱ	4	4.5	(4)		計装設備	汚泥濃度の連続計測は測定誤差が大きいため、連続計測器の代わりに手分析を行ってもよろしいでしょうか。	連続計測器も設置が必要です。
080	要求水準書 (案)	45	Ⅱ	4	4.6			図Ⅱ-3 監視制御	2021年に更新されたDCSがありますが、本事業にて監視制御システム一式を新設するものと理解しております。 既設のLCDでは新規設備を監視制御する必要はないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
081	要求水準書 (案)	45	Ⅱ	4	4.6			図Ⅱ-3 監視制御	図Ⅱ-3 監視制御設備参考システム系統が示されておりますが、本図は事業範囲を示すもので、事業範囲内の伝送方法（直送やLANなど）は事業者提案可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 但し、府既設設備との取り合いについては、直送方式とします。
082	要求水準書 (案)	45	Ⅱ	4	4.6			図Ⅱ-3 監視制御	監視制御装置（オペレータコンソール：モニタ、PC、操作用キーボード等）は2式以上であればよいという認識でよろしいでしょうか。	濃縮設備用、脱水設備用、焼却設備用で3式必要となります。 入札公告時に示します。
083	要求水準書 (案)	45	Ⅱ	4	4.7			接地・配線・電	汚泥処理施設既設接地を撤去することと記載されておりますが、既設構造物に影響が出るため、壁貫通や床貫通、接地極など埋設箇所については除外いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、接地極の撤去が必要な場合においては埋設箇所のわかる図面をご提供願います。	既設埋込配管は残置可としますが、配線や接地極は撤去してください。 埋設箇所図面は入札公告時に示します。
084	要求水準書 (案)	45	Ⅱ	4	4.7			接地・配線・電	既設の配管ケーブルラックは強度上問題なければ流用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
085	要求水準書 (案)	46	Ⅱ	5	5.1	(2)	3)	既存構造物	既存構造物の設計は旧耐震基準と新耐震基準のどちらで設計されたかご教示願います。 併せて、許容応力度計算に必要な既存構造物の構造計算および関連資料をご提供願います。	既存構造物は、新耐震基準（昭和56年）で設計されています。 構造計算及び関連資料は、契約後資料提供します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
086	要求水準書（案）	46	Ⅱ	5	5.1	(3)		一般事項	本文の趣旨は、地下部分の構造は土木基準で計画することは前提で、建築扱いとなった場合に土木基準に加えて建築基準を満たしているかを確認検査機関に判断を仰ぐという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
087	要求水準書（案）	47	Ⅱ	5	5.1	(5)	3)	設計計画	建築構造物内に収容するプラント設備が列挙されていますが、機能上構造物内に収容することと同等の機能を有した設備仕様であれば、収納しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、同等の機能には、将来の改築更新時に発注者の負担増加とならないことを含みます。入札公告時に示します。
088	要求水準書（案）	49	Ⅱ	6	6.1	(2)		試運転	「試運転の期間は…1ヶ月程度とする」とありますが、事業者の提案内容によっては記述の期間での試運転完了が難しいことも想定されます。試運転期間は事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	管理番号5を参照願います。
089	要求水準書（案）	49	Ⅱ	6	6.1	(9)		試運転	「焼却炉の試運転期間中に発生した焼却灰などの廃棄物は…引き渡すこと」とありますが、試運転期間および事業開始後においても排出事業者は大阪府様のままという理解でよろしいでしょうか。	試運転を維持管理期間の開始前に実施して発生した焼却灰などについて、排出事業者は発注者とし、試運転を維持管理期間の開始後に実施し発生した焼却灰などについて、排出事業者は受注者とし、
090	要求水準書（案）	58	Ⅲ	6	6.2			汚泥処理実績	汚泥の高位発熱量、有機組成（C,H,N,O,Cl,S）などの精密試験結果は、補助燃料の算出や電力量の算出の基準となります。入札参加者間で条件を統一するため基準となる数値をご提示ください。	入札公告時に示します。
091	要求水準書（案）	59	Ⅲ	7	7.2			業務期間終了時	5行目に「下表に示す主機」とありますが、主機の定義を提示ください。提案者により「主機」の考え方が異なる可能性があり、公平な評価がいただけない可能性があるためです。	「主機」については、「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知）」別表の小分類に相当する設備を想定しています。ただし、提案者によって設備機器の構成が異なりうる本事業においては、「主機」の設定が適正であるか含め、確認の必要がありますので、受注後に発注者と協議の上、設定することとします。
092	要求水準書（案）	62	Ⅲ	9	9.2	(1)		各計画書、報告書	表中の「1）業務実施計画書の内容確認」には、②③⑤の他、⑦⑩の計画書も該当しませんでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
093	要求水準書（案）	62	Ⅲ	9	9.2	(1)		各計画書、報告書	表中の「2）ユーティリティ等の調達業務の履行確認」の対象に”⑨補修等要望書”が挙げられていますが、本書類からどのような事項をモニタリングされますか。ご教示ください。	要求水準書（案）記載の「補修等要望書」については削除いたします。
094	要求水準書（案）	63	Ⅲ	9	9.2	(1)		各計画書、報告書	⑦は報告書ではなく計画書のため、表中の「2）保全管理業務の履行確認」に該当しないと考えられます。	要求水準書（案）のとおりとします。
095	要求水準書（案）	64	Ⅲ	9	9.2	(1)		各計画書、報告書	⑨補修等要望書、補修業務協議簿、補修業務完了報告書とは、どのような機会に提出する書類ですか。当該書類の説明に、“要望事項の発生次第、発注者に提出する”とありますが、本事業設置設備の補修工事は受注者の事業範囲内となるため、発注者に要望するものではない理解です。それとも、発注者の所掌である1件当たり250万円を超える土木建築補修業務についての要望でしょうか。その場合、当該補修工事の実施は受注者の業務範囲外ですので、当該補修業務の完了報告書も所掌外と考えます。	補修業務を行う際に受発注者間で設備の補修業務内容を確認するために提出いただくものです。なお、「補修等要望書」については要求水準書（案）から削除いたします。
096	要求水準書（案）	66	Ⅲ	12		3)		その他財務状況等モニタリング	財務状況モニタリングは、受注者と協議のうえで作成する府モニタリング計画書によって行うとあります。モニタリングにおける「確認書類」が表中に列記されていますが、これらは、（案）であり、詳細は協議のうえでモニタリング計画書内に選定される理解でよろしいでしょうか。事業者の組成によっては、リスク負担やファイナンス機能をSPCに残さないため、確認書類が過剰となることも想定されます。	要求水準書（案）のとおりとします。
097	要求水準書（案）	66	Ⅲ	12		3)		その他財務状況等モニタリング	財務状況モニタリングは、「会計監査人」監査済み財務書類等を基に確認するとあります。本事業においてSPC資本金が5億円を超えることは殆どないと考えられるため、「会計監査人」の法的設置義務はありません。本事業の要求水準において、「会計監査人」の設置が求められるのでしょうか、お示しください。	SPC資本金の額に関わらず、要求水準書（案）のとおりとします。
098	要求水準書（案）別紙（別紙6以外）	151	別紙13	2	(3)			返流水	埋設管の番号を示していただいておりますが、接続先の検討のため、断面の資料もご提示願います。加えて、その他の埋設物との干渉を確認することを目的に、干渉する埋設物（電気、水道など）がありましたらご提示願います。なお、資料をご提供いただいた場合においても、当該資料にない埋設物等に起因する工事遅延やトラブルについては発注者の責任と理解しております。	断面の既存資料については、入札公告時に示します。なお、既存資料が無いもの、埋設物及び地中障害物の調査については、受注者の責任及び費用において実施するものとします。調査の結果、要求水準書に示したものの他に埋設物及び地中障害物が発見された場合の対応は別途発注者と協議するものとします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
099	要求水準書(案)別紙(別紙6以外)	152	別紙13	2	(4)			雨水排水	埋設管の番号を示していただいておりますが、接続先の検討のため、断面の情報もご提示願います。 併せて、その他の埋設物との干渉も確認したいため、もし干渉する埋設物(電気、水道など)がありましたらご提示願います。 なお、資料をご提供いただいた場合においても、当該資料にない埋設物等に起因する工事遅延やトラブルについては発注者の責任と理解しております。	管理番号98を参照願います。
100	要求水準書(案)	29	Ⅱ	2	2.4.2	(2)	2)	製作の区分	「安威川流域下水道中央水みらいセンター汚泥処理施設包括管理事業(設計・建設・維持管理)」においては脱水も事業範囲に含まれておりましたが、製作の区分として「自社製作」を求められたのは焼却炉のみでした。 今回、汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機についても自社製作を求められておりますが、自社製作を求める機器を追加した意図についてご教示願います。	管理番号4を参照願います。
101	要求水準書(案)	29	Ⅱ	2	2.4.2	(2)	2)	製作の区分	製作の区分について、汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機、焼却炉が指定されておりますが、自社製作のみの製品ですと事業費が高止まりする懸念がございます。 p.38・40に記載の「下水終末処理場における実稼働実績を有するもの」という条件を満たす前提で、自社製作に関する要件を一部緩和いただけないでしょうか。	管理番号4を参照願います。
102	要求水準書(案)	51	Ⅲ	1	2	7		廃棄物管理	産業廃棄物管理において、ゴムくず、コンクリートがら、廃プラ、金属くず等の管理後(場内指定地への置き置き)の処分については、受注者の所掌範囲になるのか、ご教示ください。また、廃棄物発生子定量を定めているのであればご教示下さい。	受注者の所掌範囲です。また、予定量は定めておりません。
103	要求水準書(案)	53	Ⅲ	1	5	3	②	脱水ケーキの搬出	今池水みらいセンターが受入れができない場合の他センターへ運搬となった場合の費用は都度協議範囲と考えますが、その費用算定方法の考え方についてご教授下さい。また、他センターの受入先としては何処のセンターをお考えでしょうか。	今池水みらいセンターへの運搬を想定していますが、他センターとなる場合は協議の対象とします。なお、運搬距離及び有料道路通行料を加味し費用の算定を行います。また、他センターの場所は都度協議により決定します。
104	要求水準書(案)	53	Ⅲ	1	5	4	①	し渣、沈砂等の受け渡し	大井水みらいセンターの水処理、川面中継ポンプ場、小吹台中継ポンプ場で発生したし渣・沈砂の、し渣受入ホップでの受け入れはどのような業務内容となるのか、ご教示ください。また、各ポンプ場現地からの運搬は、本業務の委託範囲かご教示下さい。	本業務は、受入れ時の立会いと、受入れたしき・沈砂の焼却処理です。また、各ポンプ場現地からの運搬は、本事業範囲には含まれません。
105	要求水準書(案)別紙	107	別紙9	5				エレベーター保守点検業務	保守点検はフルメンテナンスとありますが、フルメンテナンスが保守部品の供給の可否により困難な場合があります。業務期間終了まで部品が供給されている機種でしょうか、ご教示ください。加えて、対象機器の更新計画があればご教授下さい。	入札公告時に示します。
106	要求水準書(案)別紙	107	別紙9	6				脱臭用吸着剤取替業務	実施年度の記載がございません。機械設備に関する要求水準に記載されている数値を基に、受注者が計画するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書(案)別紙	119	別紙9	10	6	1	(2)(3)	除草業務	年間の作業回数等を考慮との記載があるにもかかわらず、6月頃と11月頃の年2回との記述もあります。除草工は年間2回との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	実施方針別紙2	4	リスク分担					リスク分担表(案)(4)	リスクの種類の中で、運転管理費増大リスクがあります。発注者の帰責事由以外の要因により、受注者の運転管理費用が増大するリスクは、受注者が負担と分担されていますが、例えば、受注者の帰責事由であるとの判断においては、発注者と受注者との協議により決定すべきであるとの考えから、※5の詳細は協議による等が必要ではないかと考えます。ご意見頂ければ幸いです。	実施方針のとおりとします。
109	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務に係る対価	物価変動による改定を行う。詳細は入札説明書等公表時に示すとありますが、要望事項として、固定費の運転管理業務(人件費等)においては、日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領、処理場・ポンプ場施設編2020年にて積算単価として採用している、公共工事労務単価の電工単価の基準が適当であるとの考えと、他の固定費・変動費用においても、各費用に即した指標を採用して頂きたいと要望します。(例：企業向けサービス価格指数/下水道・廃棄物処理/下水道(日本銀行調査統計)⇨先の指数を採用すると変動推移が乏しく実態とそぐわないことから、改定指数として適用ではない。)	ご意見として承ります。
110	実施方針	4～5	1	7	(2)(3)			維持管理業務に係る対価	【質問】「物価変動による改定は行わないものとする。詳細は入札説明書等公表時に示す。」とありますが、各項目別に改定の指標および改定の基準値も併せて公表いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
111	実施方針	4～5	1	7	(2) (3)			維持管理業務に係る対価	【意見】001の例① 固定費B-1・C-1 指標：人件費は国土交通省公表の公共工事設計労務単価「電工」を採用	ご意見として承ります。
112	実施方針	4～5	1	7	(2) (3)			維持管理業務に係る対価	【意見】001の例② 固定費B-2・C-2 指標：日本銀行公表の企業物価指数「汎用機器」を採用	ご意見として承ります。
113	実施方針	7	第2	2	表4			選定の手順及びスケジュール	【意見】 入札公告等の公表時に契約書(案)も併せて公表していただきます様、お願いいたします。	ご意見として承ります。
114	実施方針	7	第2	2				選定の手順及びスケジュール	【意見】 要求水準書、契約書等に関する質問締切が令和7年6月上旬、回答が6月下旬となっており、提案書提出後となっております。早期に提出した質問については、随時、回答いただけます様、お願いいたします。	ご意見として承ります。
115	実施方針	7	第2	2				選定の手順及びスケジュール	【意見】 質問回答に対する再度の質問を認めていただけます様、お願いいたします。	質問期限内でしたら再質問が可能です。
116	実施方針	17	第2	6	(3)	①	イ	維持管理業務総括責任者	【質問】 「副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を1年以上有する者」とありますが、水処理・汚泥処理を含んだ下水終末処理場の運転管理業務の実務経験との理解でよろしいでしょうか。	下水終末処理場の運転管理業務の実務経験とし、水処理・汚泥処理は問いません
117	実施方針別紙2	4	リスク分 担					経済リスク 物価変動	【質問】 「※1変動が一定の割合までは受注者が負担とする。一定の割合を超えた場合は発注者の負担とする。」とありますが、変動が一定の割合を超えた場合は、その一定の割合までを含めて発注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
118	実施方針別紙2	4	リスク分 担					経済リスク 物価変動	【意見】 「※1変動が一定の割合までは受注者が負担とする。一定の割合を超えた場合は発注者の負担とする。」とありますが、一定の割合ではなく、変動があった場合はすべて変更対象としていただけます様、お願いいたします。	ご意見として承ります。
119	実施方針	1	第1	5	(2)			事業範囲	既存設備の撤去を含む、とありますが、撤去範囲は受注者の判断により、性能に支障のない範囲で残置することは可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）別紙3 主要機器一覧表の対象範囲欄に「撤去」または「撤去・更新」と示す機器および補機配管類は、残置とせず撤去とします。
120	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール（予定）	※1令和12年度から令和13年度において受注者が自らの負担により・・・維持管理業務を実施する場合、とあります。P.4に令和12年度から令和13年度に係る維持管理業務の対価としてB-1～6が挙げられており、令和12年度以降も既存設備を用いて維持管理業務を実施する場合、これらの対価は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール	「設計建設期間について、受注者による工期短縮の提案を可能とする」とのことですが、提案をお認めいただき、工期短縮を実施した場合の目標寿命の起点は、令和14年3月ではなく、工期短縮に伴い前倒しとなる供用開始時点からとの理解でよろしいでしょうか。	工期短縮に関わらず、機械濃縮設備（予備機を除く）、脱水設備、焼却炉設備については、最短でも令和12年4月、機械濃縮設備（予備機）については更新完了時点とします。
122	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール	※1受注者による工期短縮の提案を可能とする、とありますが、工期短縮提案をした場合は総合評価における加点いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
123	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール	※1受注者による工期短縮の提案を可能とする、工期短縮した提案工期が遅延したものの、要求水準工期（令和14年2月27日）までに完了した場合は、ペナルティは課されないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
124	実施方針	3	第1	6				図書の優先順位	要求水準書（案）と技術提案の優先順位をお示ください。	要求水準書（案）及び技術提案に優先順位はございません。双方ともに事業を実施する上で達成並びに履行して頂く必須事項となります。
125	実施方針	3	第1	7				受注者収入	入札公告時に公表される各年度の支払限度額ならびに出来高予定額について、工期短縮提案がなされた場合はこれらが見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
126	実施方針	3	第1	7	(1)			受注者収入	各年度の出来高予定額ならびに支払限度額は、受注後に詳細設計を行い設計書を作成した後に、見直していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細設計後の支払限度額及び出来高予定額の変更は予定していません。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
127	実施方針	3	第1	7	(1)			交付金について	「受注者、発注者が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする」とありますが、要求水準書27頁、2.4.1(14)にあるを社会資本整備総合交付金要綱に適合する工事を行うこと、との理解でよろしいでしょうか。	「下水道事業におけるエネルギー効率化に優れた技術の導入について（平成29.9.15国水第3号）」への適合を示す資料や各種計算書、また会計実地検査等による各種調査に係る資料提供のほか国との協議等により必要となる資料を想定しています。具体的には契約後の協議とします。
128	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	設計建設費の物価変動による改定対象は、機器単価、労務単価、材料単価のいずれも対象との理解でよろしいでしょうか。	管理番号2を参照願います。
129	実施方針	4	第1	7	(2)			変動費	変動費の精算方法（基準となるものと入札時の数値、計算方法）についてご教示ください。	入札公告時に示します。
130	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	物価スライドについての起算日は、入札時点との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
131	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	物価スライドについて、詳細設計期間の物価変動による改定も行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
132	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	物価スライドについて、建設工事期間の物価変動による改定も行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
133	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	設計建設期間の物価スライド指標について、国土交通省の建設工事費デフレータ（下水道）や日銀企業物価指数、国土交通省の公共工事労務費単価を参照するなど、ご協議いただけるものととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	維持管理期間の物価スライド指標は、入札時に各サービス対価毎の指標が示されるとの理解でよろしいでしょうか。 貴府発注の今池水みらいセンター 包括管理事業では、運転管理の物価スライド指標が「消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道」となっておりますが、本指標は、工事費、労務費など、昨今の国内の物価変動が反映されていない指標と考えますので、再考くださいますようお願いいたします。	前段について、入札公告時に示します。 後段について、ご意見として承ります。
135	実施方針	3	第1	7	(1)	③		物価変動	維持管理期間の物価スライドの協議頻度は、入札時に各サービス対価毎に示されるとの理解でよろしいでしょうか。 貴府発注の今池水みらいセンター 包括管理事業では、固定費の改定頻度が事業期間に1回のみと規定されておりましたが、昨今の情勢より急激な物価変動が継続的に、あるいは繰り返し発生する可能性が高いため、頻度を1年に1度としていただくようご検討ください。	前段について、入札公告時に示します。 後段について、ご意見として承ります。
136	実施方針	7	第2	2			表4	受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	要求水準書、契約書等に関する質問回答が、技術提案書の提出より後に設定されているため、要求水準書や契約書の意図が技術提案書に正確に反映できない可能性があります。 よって、要求水準書、契約書等に関する質問回答について、早期に質問したものは技術提案書提出以前に随時ご回答いただけるよう要望します。	ご意見として承ります。 なお、「要求水準書、契約書等に関する質問締切」を技術提案書の提出後に設定している理由としては、技術提案の採否通知を受けてから、入札書の作成・提出までに事業内容を最終確認する目的からです。
137	実施方針	7	第2	2			表4	受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問回答が12月中旬、入札参加申込書、資格審査資料の提出が12月下旬となっております、質問回答の内容によっては、入札参加申込書の提出に支障をきたす恐れがあります。早期に質問したものは随時回答頂けるように要望します。	ご意見として承ります。
138	実施方針	7	第2	2			表4	受注者の募集・選定の手順及びスケジュール	技術提案書作成要領に関する質問回答が1月下旬、技術提案書の提出が2月下旬となっております、質問回答の内容によっては、技術提案書の提出に支障をきたす恐れがあります。早期に質問したものは随時回答頂けるように要望します。	ご意見として承ります。
139	実施方針	9	第2	3	(3)			質問及び意見への回答	質問者の特殊な技術、ノウハウが含まれる質問回答については、質問者が「個別回答希望」と記載することで、これらに対する回答を「非公表」としていただくよう要望します。また「公表」と判断された場合は、事前に質問者に確認いただくことを要望します。	管理番号18を参照願います。
140	実施方針	9	第2	3	(10)			技術提案書に係るヒアリング	発注者が必要と判断した場合はヒアリングを行うことがある、とありますが、これを技術対話の場としていただけますでしょうか。事業者側から説明させていただく場を設けることで、発注者と受注者の認識の齟齬をなくすことができると考えます。	ご意見として承ります。
141	実施方針	10	第2	3	(13)			入札の取り止め等	「競争性が担保されないと認められる場合」とありますが、応募者が1グループもしくは1社であっても入札は成立するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりです。
142	実施方針	10	第2	4	(1)	①		入札参加者の構成	応募者を構成する「構成企業」の“数”や“工種”に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	実施方針	10	第2	4	(1)	④			「及びを求めるものとする」とありますが、誤記でしょうか。	管理番号24を参照願います。
144	実施方針	10	第2	4	(1)	⑦		入札参加者の構成	「代表企業については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない」とありますが、代表企業が最大比率（唯一）であれば構成員の議決権比率は構成企業内で任意に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
145	実施方針	10	第2	4	(1)	⑧		入札参加者の構成	「入札参加資格確認基準日以降、事業契約締結までの間、やむを得ない事情が生じた場合・・・代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加および変更を認めることがある」と記載がありますが、変更に際して何らのペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	実施方針	10	第2	4	(1)	⑩		入札参加者の構成	運転管理業務については、構成企業、構成企業による共同企業体以外の者と契約を締結してはならないとありますが、修繕業務については本内容に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	実施方針	11	第2	4	(3)	①		事業総括責任者	設計建設期間と運転管理業務期間とで、事業総括責任者を変更してもよろしいでしょうか。	管理番号27を参照願います。
148	実施方針	15	第2	6	(2)	②		履行実績等	運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、構成企業は焼却炉の運転実績を有していなくても条件を満たす記載となっておりますが、本事業の運転管理業務を担当する共同企業体内、少なくとも1社は焼却炉の然るべき運転実績を有しているべきと考えます。	実施方針のとおりとします。
149	実施方針	18	第2	7	(2)			審査手順	技術提案に係る評価点を決定するとありますが、絶対評価でしょうか、あるいは相対評価でしょうか。	技術提案の評価方法は、入札公告時に示します。
150	実施方針	18	第2	7	(3)			評価点	技術提案に係る評価点及び入札価格を総合的に評価し、とありますが総合評価における価格点と非価格点の比率をご教示ください。	入札公告時に示します。
151	実施方針	18	第2	7	(3)			評価点	入札価格の評価点化に係る計算式をご教示ください。	入札公告時に示します。
152	実施方針	20	第2	8	(2)			SPCの設立	入札参加者の構成企業は、事業契約が終了するまで・・・発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはいけません。とありますが、設計建設期間から運転維持管理期間へ移行するタイミングでは株式の譲渡についてご承認いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	発注者の承諾を得たうえで認めるものとします。
153	実施方針	23	第7	3				SPCの設立	SPCの倒産隔離対策に関わる取り決めとありますが、具体的にはどのような取り決めを想定されているか、ご教示願います。	入札公告時に示します。
154	実施方針	24	第9	1				情報公開及び情報提供	既設埋設物情報についてご教示ください。万一施工着手後に発見された場合の対応についても費用措置含め提示をお願いします。	管理番号98を参照願います。
155	実施方針	24	第9	1				情報公開及び情報提供	有害物質（ダイオキシン、アスベスト、PCB、フロン等）有無についてご教示ください。	現時点で判明しているものは、下記のとおりです。 ダイオキシン類：無し アスベスト：無し PCB：無し フロン：有り
156	実施方針	24	第9	1				情報公開及び情報提供	有害物質（ダイオキシン除く）有無の調査を行い、新たに処分が必要となった場合、調査費用と新たに発生する処分費用は発注者にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	調査費用は本事業に含みます。 処分費用は入札公告時に示します。
157	実施方針	24	第9	5				緊急時の協力	緊急時の協力について、可能な限り対応する所存ですが、対応に伴い発生する費用については実費精算されることを事業契約書に盛り込まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
158	実施方針別紙1	1	業務範囲区分					維持管理	機械・電気設備・建築設備（金額制限なし）とありますが、対象は今回更新設備とし既設流用設備は1件当たり250万円以下(回数制限or上限金額あり)との理解でよろしいでしょうか。	既設流用設備も対象です。ただし、既設エレベーターは対象外とします。
159	実施方針別紙2	1	リスク分担		(1)			法令変更リスク	「上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク」が受注者側負担となっておりますが、受注者では当リスクを予見できないため、発注者側負担としていただけますでしょうか。	実施方針のとおりとします。
160	実施方針別紙2	2	リスク分担		(2)			物価変動	※1の「変動が一定の割合に達した場合」の「一定の割合」について具体的にご教示ください。	入札公告時に示します。
161	実施方針別紙2	2	リスク分担		(2)			測量・調査リスク	受注前には測量等ができないため提示された資料からの想定による提案となるため、受注後に実施する測量、調査等で提案時想定と大きく異なる条件となる場合は協議いただけるようお願いします。	実施方針のとおりとします。
162	実施方針別紙2	2	リスク分担		(2)			不可抗力リスク(設計段階)	天災等について「設計図書で基準を定めたもの」にあつては当該基準を超えるものに限る」とありますが、基準は発注者で設定されるものが公表いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
163	実施方針別紙2	2	リスク分担		(2)			不可抗力リスク(設計段階)	試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害リスクとはどのような事象を想定されているかご教示ください。	設計期間中において、試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具が、不可抗力により損傷した場合を想定しています。
164	実施方針別紙2	2	リスク分担		(2)			不可抗力リスク(設計段階)	※2の「一定の割合までは受注者が負担する」の「一定の割合」について具体的にご教示ください。	入札公告時に示します。
165	実施方針別紙2	4	リスク分担		(2)			施設の老朽化リスク	既設設備で継続利用する機器類について、入札公告時に健全度に関する資料の提示をお願いします。	既設設備で継続利用する機器類の健全度は入札公告時に提示します。
166	実施方針別紙2	4	リスク分担		(4)			リスク分担	「※5受注者の帰責事由によらない場合を除く。」と記載がありますが、具体的な事例をご教示ください。	※5は削除するものとし、入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
167	実施方針別紙2	4	リスク分担		(4)			施設に係る補修工事リスク	施設に係る補修工事リスクについて、国土交通省下水道部発行「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」の記述を参考とし、責任分担については「一定額まで一方（受託者）が負担し、当該一定額を超えた部分については発注者（委託者）が負担とする」の検討をお願いします。	実施方針のとおりとします。
168	実施方針別紙2	5	リスク分担					施設の老朽化リスク	施設の老朽化リスクの発注者リスクとなる場合（※3）について、例えば既設流用設備（脱臭設備等）について老朽化した場合を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	実施方針別紙2	5	リスク分担					リスク分担	管理義務の懈怠（※4）とは、受注者が承認された業務計画の通り、運転管理、保全、補修を怠ること、との理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
170	要求水準書（案）	10	I	4.4				用語の定義	承諾いただく対象をご教示ください。	要求水準書に定める個別の承諾事項のほか、モニタリング計画の説明やモニタリング結果の報告による設計から建設への業務の移行、建設業務・維持管理業務中における工程の着手や次工程への移行、などを、対象とします。
171	要求水準書（案）	11	II	1.1				立地条件	入札公告時に今回の事業用地における現況測量図をご提示願います。また敷地及び全体配置図のCADデータをご提示願います。	事業用地の現況測量図はございません。全体配置図については、下水道法事業計画図面を入札公告時に示しますが、現況と異なる場合がありますので参考図となります。
172	要求水準書（案）	11	II	1.1				立地条件	入札公告時に新炉建設予定地の寸法を把握できる図面をご提示願います。	管理番号171を参照願います。
173	要求水準書（案）	12	II	1.1				建設可能用地	「建設可能用地（地上主要部）（地下配管・ケーブル配線などは除く）」とありますが、基礎の構築は可能との理解でよろしいでしょうか。	建築物、通路及び上空における影響がない場所においては可能としますが、詳細は受注後に発注者と協議するものとします。
174	要求水準書（案）	13	II	1.2					重力濃縮機は複数台設置するとありますが、重力濃縮機の設置要否は受注者提案に寄るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書（案）	14	II	1.4.	(1)			供給汚泥	供給される汚泥性状について濃度、有機分以外の成分もご提示願います。また汚泥性状・汚泥量の変動幅は提示のある最小と最大の範囲を超えないものとし、超えた場合は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、要求水準書（案）別紙5 汚泥処理実績に記載の大阪府流域下水道維持管理報告書をご確認願います。後段は、実施方針 別紙2 リスク分担表（案）（3） 維持管理段階 汚泥量の変動リスク 及び 汚泥性状の変動リスクのとおりとします。
176	要求水準書（案）	14	II	1.4.	(1)			更新施設の規模	施設規模を示す固形物量及び汚泥量が〇〇t-DS/日以上、m ³ /日以上とありますが、この内容では施設が無制限に大きくする必要があるため、「以上」の記載は削除願います。	管理番号50を参照願います。
177	要求水準書（案）	14	II	1.4.	(1)			供給汚泥	初沈汚泥の固形物量は、別紙5 汚泥処理実績に記載の実績平均から求めると987m ³ /日×1.03%＝10.17t/日となり、記載の数値を超過します。施設規模の設計に用いる数値は8.47t-DS/日でよろしいでしょうか。	管理番号50を参照願います。
178	要求水準書（案）	21	II	2.2.	(1)			既存土質調査	入札公告時に、今回焼却炉建設用地のボーリングデータをご教示いただけますでしょうか。	近傍の地質調査結果について入札公告時に示します。
179	要求水準書（案）	21	II	2.2.	(1)			事前調査	受注後、事業者にて現地調査を行います。既存土質調査結果と結果が異なり追加費用が必要となった場合には要求水準書（案）別紙リスク分担表より発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針別紙P2リスク分担表（案）（2）地盤・地質リスクのとおりです。
180	要求水準書（案）	21	II	2.2.	(2)			土壌汚泥対策	府条例に基づく調査を行う必要が生じる場合がありその費用は受注者負担とありますが、調査を行う必要が発生する条件をご教示ください。	建設業務対象区域のうち府条例に基づく調査を行う必要が生じる箇所は、要求水準書（案）別紙14 事業対象範囲図 凡例の「掘削制限用地（掘削の場合は土壌汚染に関する調査・対策が必要な箇所）」です。
181	要求水準書（案）	21	II	2.2.	(2)			土壌汚泥対策	調査の結果汚染土壌が判明した場合の運搬、処分に係る費用等は協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針 別紙2 リスク分担表（案）（2）設計段階 用地の瑕疵リスクのとおりです。
182	要求水準書（案）	21	II	2.2.	(2)			土壌汚泥対策	大阪府土壌汚染対策担当部署との協議結果を開示ください。	協議結果については、要求水準書（案）P21 2.2事前調査(2)のとおりです。詳細な協議録については受注後資料提供いたします。
183	要求水準書（案）	22	II	2.3.	(4)			提出図書	「要求水準チェックリスト」「技術提案チェックリスト」とは履行確認書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで、「要求水準チェックリスト」は要求水準の履行確認資料、「技術提案チェックリスト」は技術提案の履行確認資料です。
184	要求水準書（案）	23	II	2.4.1	(3)			建設に伴う許認可等	「発注者が関係機関への申請、・・・、その経費を負担すること。」とのことですが、経費の負担項目について具体的に教示ください。	関係機関との事前協議費用、資料作成費用、許可申請手数料などの経費です。
185	要求水準書（案）	24	II	2.4.1	(5)			施工管理	構造物取壊し殻およびスクラップの処分は自由処分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、法令を遵守し適正に処分してください。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
186	要求水準書（案）	24	Ⅱ	2.4.1	(5)	3)		車両の制限	大井水みらいセンターに車両が入場する際、制限（車両の大きさ、時間帯、走行ルート等）がありましたらご教示願います。	走行ルートは、要求水準書（案）別紙14 1.③を参照願います。車両の大きさは制限はありません。時間帯は、原則、要求水準書（案）Ⅱ2.4.1（11）に示すとおりです。
187	要求水準書（案）	24	Ⅱ	2.4.1					大阪府南部流域下水道事務所安全工事事務推進協議会の会則をご教示ください。また加入費や会費がある場合はご教示ください。	入札公告時に示します。なお、加入費、会費は、ありません。
188	要求水準書（案）	25	Ⅱ	2.4.1	(9)			水道光熱電力料	水道、光熱、電力費用について、受注者負担とのことですが、その量を図るメーター等は発注者をご準備いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	大井水みらいセンター全体のメーターは発注者ですが、本業務で使用する各メーターについては、要求水準書（案）Ⅱ4.5（4）に示すとおりです。
189	要求水準書（案）	26	Ⅱ	2.4.1	(12)				週休2日（4週8休）工事の実施とありますが、総合試運転については除外との理解でよろしいでしょうか。	総合試運転調整については対象外とします。
190	要求水準書（案）	29	Ⅱ	2.4.2	(2)	1)		機器の仕様	メーカー仕様の要件として、「設計業務の段階で発注者と協議の上、確認を得るもの」とありますが、確認を得るために要する資料を参考にご教示ください。どこまでの内容を問われるのかがわからないとメーカー仕様とする判断が下せず、提案できないと考えます。	要求水準を満足する仕様であることを確認できる資料とします。詳細は設計段階で発注者と協議の上、確認を得るものとします。
191	要求水準書（案）	29	Ⅱ	2.4.2	(2)	1)		機器の製作	「機器は、機器一般仕様書及び・・・適合するものであること」とありますが、重力濃縮、機械濃縮機、脱水機の型式は、機械設備に関する要求水準に記載の通り、型式は任意とし下水終末処理設備での実稼働実績があるもの、とありますので、機械設備に関する要求水準を正として理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P27 2.4.2. 機械・電気に関する事項 (1) 共通事項 1) 適用に示す、要求水準書等の優先順位のとおりで。
192	要求水準書（案）	29	Ⅱ	2.4.2	(2)	2)		製作の区分	事業目的に「民間事業者が保有する技術力やノウハウ等を最大限活用すること」とありますが、汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機を「自社製作」に限定することは事業者や提案内容を制限することにつながり、事業目的に反するものと考えます。汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機は「自社製作」を削除いただき、3.機械設備に関する要求水準に記載の通り、「下水終末処理施設における実稼働実績を有するもの」としていただきますようご検討をお願いします。	管理番号4を参照願います。
193	要求水準書（案）	29	Ⅱ	2.4.2	(2)	2)		製作の区分	貴府発注の中央水みらいセンター汚泥処理施設包括管理事業では、「自社製作」の対象となる機器は焼却炉のみでしたが、本事業では汚泥掻寄機、濃縮機、脱水機が追加された理由をご教示ください。	管理番号4を参照願います。
194	要求水準書（案）	30	Ⅱ	2.5.1	(1)			モニタリング方法	発注者にて府モニタリング計画書を受領した後、受注者にてセルフモニタリング計画書を作成する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、報告頻度はセルフモニタリング計画書で規定するものとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、要求水準書 P30 2.5.1. モニタリング方法 (1) 概要のとおりで。 後段は、ご理解のとおりで。
195	要求水準書（案）	31	Ⅱ	2.5.1	(1)			工場検査	機器の工場検査については記載がないため、予定されていないとの理解でよろしいでしょうか。また出来高確認として、機器の製作状況を確認される場合は、完成写真を提示するとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりで。 後段は、工場製品検査記録や写真等を想定していますが、詳細は受注後に発注者と協議するものとします。
196	要求水準書（案）	31	Ⅱ	2.5.1	(2)	2)		各提出書類	⑧試運転報告書及び性能試験報告書：各試験完了時 となっておりますが、試運転完了後の分析結果入手まで1か月強の時間を有するため、分析結果入手まで各試験完了時との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで。
197	要求水準書（案）	32	Ⅱ	2.5.1	(3)			現地確認	「必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、」とありますが、コンクリートの強度確認との理解でよろしいでしょうか。	現在の想定はご理解のとおりで。
198	要求水準書（案）	33	Ⅱ	2.6	(4)			取合点	取合箇所既存施設側で不具合があった場合は、発注者にて対応いただくとの理解でよろしいでしょうか。	原因者により対応が変わる場合があるため受注後、発注者と協議するものとします。
199	要求水準書（案）	35	Ⅱ	2.6	(3)	2)		再利用水に関する条件	再利用水の使用上限は設けられるのでしょうか。	管理番号62を参照願います。
200	要求水準書（案）	36	Ⅱ	2.6	(4)	1)		プラント設備排水	提案の機器構成・配置により、排水箇所が変更する場合が考えられますので、各排水の取合条件は受注後に協議させていただけないでしょうか。	ご理解のとおりで。
201	要求水準書（案）	37	Ⅱ	2.6	(6)	2)		脱臭に関する条件	脱臭設備は既設流用となっておりますが、既設脱臭設備（脱臭ファン、生物、活性炭）の健全度をご教示ください。また、維持管理期間開始後すぐに設備補修が必要な状態や機能上問題がある状態での引渡しはないとの理解でよろしいでしょうか。	前段は入札公告時に示します。 後段はご理解のとおりで。
202	要求水準書（案）	38	Ⅱ	3.1				濃縮設備	初沈汚泥を濃縮するための設備として重力濃縮設備、余剰汚泥を濃縮するための設備として機械濃縮設備とありますが、両設備とも型式は任意とありますので、濃縮設備は重力・機械含めて任意としていただきますようお願いいたします。	ご理解のとおりで。
203	要求水準書（案）	38	Ⅱ	3.1				重力濃縮設備	SS回収率は90%以上と設定しておりますが、その運転時の能力を測定する分析値は何の分析値を採用されますでしょうか。	要求水準書（案）Ⅱ4.5（4）に示す計量器および別紙7に示す汚泥等分析値を用いて算出とします。
204	要求水準書（案）	38	Ⅱ	3.2				機械濃縮設備	SS回収率は90%以上と設定しておりますが、その運転時の能力を測定する分析値は何の分析値を採用されますでしょうか。	要求水準書（案）Ⅱ4.5（4）に示す計量器および別紙7に示す汚泥等分析値を用いて算出とします。
205	要求水準書（案）	38	Ⅱ	3.3				脱水設備	SS回収率は93%以上、含水率は78%以下と設定しておりますが、その運転時の能力を測定する分析値は何の分析値を採用されますでしょうか。	要求水準書（案）Ⅱ4.5（4）に示す計量器および別紙7に示す汚泥等分析値を用いて算出とします。
206	要求水準書（案）	39	Ⅱ	3.3				脱水設備	外部搬出時に要求される含水率（大阪府標準仕様78%とする）に調整できる設備とすること。とありますが、含水率が例えば77%であれば78%まで戻す必要があるということでしょうか。	搬出先での汚泥搬送等に影響がない場合は、77%でも可能とします。ただし、影響がある場合は、78%程度に調整する等、受注者の負担にて実施ください。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
207	要求水準書 (案)	39	II	3.3				脱水設備	外部搬出時に要求される含水率（大阪府標準仕様78％とする）とありますが、年平均値との理解でよろしいでしょうか。	外部搬出時の含水率です。なお、外部搬出時の含水率の要求水準は、管理番号206を参照願います。
208	要求水準書 (案)	39	II	3.4				汚泥搬送・貯留・搬出設備	入札公告時に、搬出用車両（10t車）の参考図をご提示願います。	入札公告時に示します。なお、維持管理業務期間中の搬出用車両（10t車）は受注者にて確認をお願いします。
209	要求水準書 (案)	39	II	3.6				脱臭設備	既設脱臭設備の直近5年程度の処理状況（生物入口、生物出口、活性炭出口の臭気濃度）をご教示ください。	入札公告時に示します。
210	要求水準書 (案)	39	II	3.6				活性炭入口濃度	活性炭の交換頻度を想定するため、既設の活性炭入口濃度の設計条件をご教示ください。	活性炭入口濃度の設計値は下記のとおりです。 硫化水素：0.06ppm メチルメルカプタン：0.09ppm 硫化メチル：0.06ppm 二硫化メチル：0.06ppm アンモニア：1ppm以下
211	要求水準書 (案)	41	II	3.6				更新可否	「既設脱臭設備では処理能力が不足する場合は、受注者の責任において必要な措置を施すこと」とありますが、処理能力増強のため、既設脱臭設備（薬液脱臭設備含む）を撤去更新することは可能との理解でよろしいでしょうか。	受注者の責任および費用負担において、既設脱臭設備（薬液脱臭設備含む）を撤去更新することは可能です。
212	要求水準書 (案)	41	II	3.6				更新有無	事業期間中に脱臭設備の更新はないと考えてよろしいでしょうか。更新される場合、維持管理の内容の見直しや工事期間中に発生する対応により発生する費用は変更で認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、更新の予定はありません。 後段は、ご理解のとおりです。
213	要求水準書 (案)	42	II	3.7				付帯設備	排水または焼却灰から有価物の資源化利用を行う場合は、原料を計量し、その全量を府より買取すること。とありますが、全量買い取れない場合のペナルティはありますか。	ペナルティはありません。
214	要求水準書 (案)	42	II	3.7				付帯設備	排水または焼却灰から有価物の資源化利用を行う場合は、原料を計量し、その全量を府より買取すること。とありますが、有価物の生産量は需要に応じて生産を調整してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	要求水準書 (案)	42	II	3.7				付帯設備	排水または焼却灰から有価物の資源化利用を行う場合は、原料を計量し、その全量を府より買取すること。とありますが、買取価格は提案者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書 (案)	42	II	4.1	(5)			その他	既設の受変電設備は更新後撤去とする。との記載があるが受注者が撤去するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書 (案)	44	II	4.5	(4)			測定項目	提案内容により測定項目が変わる場合は協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書 (案)	44	II	4.5	(4)			測定場所	各項目の測定場所は受注者の提案によるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書 (案)	44	II	4.5	(4)			初沈引抜汚泥量、余剰引抜汚泥量	「既設計設備・監視設備を流用可とする」とありますが、水処理の引抜ポンプ吐出にある流量計の測定値を用いることができる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	要求水準書 (案)	44	II	4.5	(4)			測定項目	「計量方法、計量器仕様、精度、点検・校正方法について、発注者の承諾を得ること。」とありますが、現状では要件が提示されておらず、提案が困難と考えます。少なくとも既設と同等であれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書 (案)	45	4	4.6	(2)			監視制御装置	汚泥処理の状態監視を行えるよう、管理棟中央監視室に監視パソコンを整備することとあるが、記載の通り、「状態監視」のみで制御機能は設けないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書 (案)	45	4	4.6	(1)			監視制御装置	新汚泥処理監視制御装置の必要台数は受注者で決定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号82を参照願います
223	要求水準書 (案)	45	4	4.6	(2)			監視制御装置	管理棟中央監視室設置の「状態監視PC」の必要台数は受注者で決定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	要求水準書 (案)	46	II	5.1	(2)	2)		既設構造物の利用	既設脱水機棟及び既設汚泥濃縮棟の利用を想定しているが、とありますが、耐震補強は本事業に含まれないものと理解いたします。	ご理解のとおりです。 ただし、設備荷重が現設計荷重を超え、補強工事が必要な場合は、受注者にて実施するものとします。
225	要求水準書 (案)	46	II	5.1	(2)	3)		許容応力度計算	入札公告時に、既設建屋の許容応力がわかる資料の提示をお願いいたします。	管理番号85を参照願います
226	要求水準書 (案)	47	II	5.1	(5)	3)		設置場所	「土木・建築構造物内に収容するプラント設備」が記載されていますが、収容しなければならない要件が機能上満足するのであれば、収容しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。 その場合、収容しなければならない要件をご教示ください。	管理番号87を参照願います。
227	要求水準書 (案)	49	II	6.1	(2)			試運転期間	「試運転の期間は、次に規定する性能試験を含め、1ヶ月程度とする」とありますが、本事業は濃縮・脱水・焼却と設備が多岐にわたるため試験期間は事業者提案とさせていただきます。	管理番号5を参照願います。
228	要求水準書 (案)	52	III	1.3	3)			分析	混合濃縮汚泥濃度のみ週1回以上の計量証明事業者による分析を実施する理由は、サービス対価に連動させるとのことですが、変動費の精算を混合濃縮汚泥の濃度を用いて行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
229	要求水準書(案)	52	Ⅲ	1.3	4)			固形物の回収量	「固形物の回収状況を、物質収支の計算により1回/日以上確認すること」とありますが、物質収支の計算の具体的な内容をご教示ください。	要求水準書 別紙6（水質試験実施要領） 第6章 運転管理指標の計算式 汚泥処理 回収率 の項、大阪府流域下水道維持管理報告書 処理フローシート 等をご参照ください。
230	要求水準書(案)	52	Ⅲ	1.4.	6)			事務業務	④発注者が行う予算管理事務への協力とは具体的にどのような業務でしょうか。	発注者が別途発注する工事等の予算管理業務への協力になります。
231	要求水準書(案)	57	Ⅲ	5				返流水質基準	返流水の水質のモニタリング方法についてご教示ください。計装機器による常時監視でしょうか、サンプリングによる手分析でしょうか。	要求水準書（案）Ⅱ4.5（4）に示す計量器および別紙7に示す汚泥等分析値を用いて算出とします。
232	要求水準書(案)	57	Ⅲ	5				実績との乖離	「水処理からの送泥量や汚泥処理での再利用水利用量が実績から乖離した場合は別途考慮するものとする」とありますが、具体的にどうするのでしょうか。	水処理からの送泥量が実績値から乖離した場合には、維持管理業務に係る要求水準未達におけるケース3としては取り扱いません。再利用水利用量が実績から乖離した場合は別途協議とします。
233	要求水準書(案)	59	Ⅲ	7.1	1)			業務の引継ぎ	業務開始前の準備期間3ヵ月を目安に受注者にて人員を配置とありますが、その費用は受注者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書(案)	59	Ⅲ	7.2				業務期間終了時の施設の状態	「主機」についてとありますが、具体的な対象の指定は、公平性を担保するために、入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号91を参照願います。
235	要求水準書(案)	59	Ⅲ	7.2				業務期間終了時の施設の状態	健全度評価にあたって、腐食が重要な指標となると考えます。腐食の進行度合いは立地や汚泥性状など施設固有の事情が大きく影響しますので、過去の健全度評価の履歴などを開示いただくことは可能でしょうか。	入札公告時の健全度を提示します
236	要求水準書(案)	59	Ⅲ	7.2	(2)			業務期間終了時の施設の状態	「※一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とあります。AMDBでは、経過時間による健全度低下の要因が大きく、設備機器の機能に劣化等が認められない場合でも健全度3.5以下になることが想定され、また、経過時間による健全度は、設置からの経過年数で自動的に低下していくため、補修等では回復することができません。従って、健全度は経過時間の要素を除外して評価いただくようお願いいたします。	「一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とは経過時間による健全度低下のみであり、設備機器の機能に劣化等が認められない場合を指すため、経過時間の要素は除外しません。
237	要求水準書(案)別紙	66～70						別紙3 既設機一覧表	「主要機器一覧表」を提示いただいておりますが、既設機器の撤去等により発生した廃棄物や有価物は、自由処分の扱いでよろしいでしょうか。	管理番号185を参照願います。
238	要求水準書(案)別紙	66～70						別紙3 既設機一覧表	受注者の提案により「撤去・更新」を「撤去」に、あるいは「撤去」を「撤去・更新」に見直すことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	要求水準書(案)別紙	66～70						別紙3 既設機一覧表	脱水機棟天井クレーンが「流用」となっていますが、提案内容により「更新」に見直していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	受注者の責任および費用負担において、提案内容により「更新」に見直すことは可能です。
240	要求水準書(案)別紙(別紙6以外)	82	別紙3					別紙3 既設機一覧表	濃縮・脱水設備コントローラ盤、脱水機棟中央監視操作卓(1)～(3)は更新(撤去無し)との記載であるが、撤去は発注者が別途発注するとの理解でよろしいでしょうか。	誤りのため、以下のとおり修正とします。 【名称】 汚泥焼却設備計装変換器盤(1) 汚泥焼却設備計装変換器盤(2) 電力変換器盤(脱水機棟) 計装変換器盤(濃縮、脱水設備) 濃縮・脱水機設備入出力盤(1)～(3) 濃縮・脱水設備コントローラ盤 汚泥焼却設備入出力盤(1)(2) 汚泥焼却設備コントローラ盤 脱水機棟中央監視操作卓(1)～(3) 脱水機棟プリンタ 【流用/撤去/更新】 修正前：更新(撤去無し) 修正後：撤去・更新
241	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取り合い	入札公告時に既存施設間の埋設配管や架空配管・配線、管廊等の既設図面等をご提示ください。	入札公告時に示します。
242	要求水準書(案)別紙	96						別紙8 環境分析業務に関する要領	(5)混合濃縮汚泥濃度測定とありますが、別紙2概略処理フローで混合汚泥貯留槽内の汚泥が対象と推察します。本汚泥は別紙7汚泥など分析に関する要領にある脱水設備の供給汚泥と同じと考えますが、その場合測定結果は流用してもよろしいでしょうか。	提案する処理工程において同等とみなせる場合は、流用可能とします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
243	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	受注者の責により、今回事業範囲内の既設配管を流用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	原則更新としますが、詳細については、受注後に発注者と協議するものとします。
244	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	図面の赤線部が今回事業範囲、黒線部が事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）別紙13に示す、図の機器・配管の配置・着色は参考であり、事業範囲を示すものではありません。
245	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	①－1 水処理スカムですが、一覧表ではスカム移送配管とありますが、図面では1～4系初沈汚泥管を示しています。ご確認願います。	入札公告時に示します。
246	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	①－2 初沈汚泥ですが、一覧表では初沈汚泥管とありますが、図面では1～4系余剰汚泥管を示しています。ご確認願います。	入札公告時に示します。
247	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	①－3 余剰汚泥ですが、一覧表では余剰汚泥管と余剰汚泥移送管の2本ありますが、図面では1本のみ示しています。また図面では1,2系スカム移送管を示しています。ご確認願います。	入札公告時に示します。
248	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	①－4 重力濃縮汚泥ですが、一覧表では重力濃縮汚泥引抜管×2と重力濃縮汚泥管の3本ありますが、図面では重力濃縮汚泥引抜管2本のみ示しています。ご確認願います。	入札公告時に示します。
249	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	①－5 処理水ですが、図面では砂ろ過水管（汚泥）および砂ろ過水管（焼却）を示していると推察します。図面では取合箇所が不明なため、ご提示ください。	入札公告時に示します。
250	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	①－7～9、②－5、7、9～11、③－1～14の取合い箇所を図示願います。	入札公告時に示します。
251	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	②－1 重力濃縮汚泥の取合い箇所の断面図をご提示願います。	入札公告時に示します。
252	要求水準書(案)別紙	149～155						別紙13 既存設備との取合位置図	②－2 余剰汚泥の取合い箇所が一覧表では1箇所に対して図面では4か所あります。ご確認願います。	入札公告時に示します。
253	その他							基本設計図書について	入札公告等の公表資料において、大阪府様との齟齬を無くす上でも、基本設計図書を開示をお願いします。	基本設計図書のうち、開示可能な資料については閲覧及び借用を予定しております。詳細については入札公告時に示します。
254	その他							仮設現場事務所	本事業全般に関し仮設現場事務所を設置する場合、土地借用については無償借用との理解で宜しいでしょうか。	土木工事期間については有償、その他の期間は無償とします。具体的な期間については契約後の協議とします。
255	その他							契約協議について	落札者決定から事業契約締結までの間に、対面での契約協議の場が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	その他							物価上昇について	昨今の国内外の情勢を鑑み、短期間での急激な物価上昇が見込まれることから、物価上昇を見込んだ、余裕のある事業費の設定をお願いします。弊社は2022年度のサウンディング調査時に概算事業費を回答しておりますが、当時に比べると物価が著しく上昇しています。今年度も機器費見積を徴収されていると思いますので、最新の見積価格を元に事業費を設定されることを要望します。	ご意見として承ります。
257	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務に係る対価	サービス対価B-3のうち、「フェニックス処分」について、焼却灰（産業廃棄物）の排出事業者は貴府であり、また、フェニックス処分に係る契約は貴府が行うという理解でよろしいでしょうか。	排出事業者は受注者とし、フェニックス処分契約は受注者に実施いただくことを想定しています。
258	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務に係る対価	サービス対価B-3及びB-4のうち、発注者が契約を行う「電気料金」「水道料金」「焼却灰処分費（B-3のみ）」「今池水みらいセンター処分費（B-4のみ）」については、入札説明書等公表時にそれぞれの単価が示されるという理解でよろしいでしょうか。	管理番号11を参照願います。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
259	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	契約金額Bについて「物価変動による改定は行うものとする。詳細は入札説明書等公表時に示す。」とありますが、昨今の物価上昇などを鑑み、以下の内容を要望します。 ①固定費（B-1、B-2）及び変動費（B-3、B-4）の改定に係わる見直し頻度は、四半期ごと（最低でも年1回以上）実施いただくようにお願いします。 ②固定費（B-1、B-2）及び変動費（B-3、B-4）の初回改定基準日について、契約締結日等ではなく、入札説明書等公表日又は入札書提出日を基準とするようにお願いします（入札書提出以降の物価変動を踏まえた入札額とできないため）。 ③改定で用いる指標は、日本銀行の「企業向けサービス価格指数/下水道」として一括するのではなく、それぞれの費目に応じた指標の設定をお願いします。 ※下水道の指標は「下水道料金」に基づくため、物価変動の指標としては望ましくないと思料します。 （一例） ・人件費・・・電工労務単価 ・薬品費（苛性ソーダなど）・・・国内企業物価指数/小類別：無機化学工業製品 ・薬品費（高分子凝集剤など）・・・国内企業物価指数/小類別：有機化学工業製品 ・点検整備費・補修費・・・材料・機器費については国内企業物価指数/大類別/工業製品、労務費については公共工事設計労務単価/点検整備工 ・燃料費・・・国内企業物価指数/品目：A重油 ・焼却灰運搬・・・企業向けサービス価格指数/道路貨物輸送 ④設定した指標について、本事業は設計建設期間を含めると15年の長期事業となり、事業期間中に当初定めた指標ではなく別の指標が物価変動に適する場合も考えられるため、発注者と受注者の協議により「指標の見直しが行える制度設計」となるようにご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
260	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	固定費 B B-2 既存汚泥処理施設の点検整備費、補修費については全て受注者の裁量にて計画するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	実施方針	5	第1	7	(3)			維持管理業務に係る対価	サービス対価C-3のうち、「フェニックス処分」について、焼却灰（産業廃棄物）の排出事業者は貴府であり、また、フェニックス処分に係る契約は貴府が行うという理解でよろしいでしょうか。	排出事業者は受注者とし、フェニックス処分契約は受注者に実施いただくことを想定しています。
262	実施方針	5	第1	7	(3)			維持管理業務に係る対価	サービス対価C-3及びC-4のうち、発注者が契約を行う「電気料金」「水道料金」「焼却灰処分費（C-3のみ）」「今池水みらいセンター処分費（C-4のみ）」については、入札説明書等公表時にそれぞれの単価が示されるという理解でよろしいでしょうか。	管理番号11を参照願います。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
263	実施方針	5	第1	7	(3)			維持管理業務（令和14年度～令和22年度）に係る対価	契約金額Cについて「物価変動による改定は行うものとする。詳細は入札説明書等公表時に示す。」とありますが、昨今の物価上昇などを鑑み、以下の内容を要望します。 ①固定費（C-1、C-2）及び変動費（C-3、C-4）の改定に係わる見直し頻度は、四半期ごと（最低でも年1回以上）に実施いただくようお願いします。 ②固定費（C-1、C-2）及び変動費（C-3、C-4）の初回改定基準日について、契約締結日等ではなく、入札説明書等公表日又は入札書提出日を基準とするようお願いします（入札書提出以降の物価変動を踏まえた入札額とできないため）。 ③改定で用いる指標は、日本銀行の「企業向けサービス価格指数/下水道」として一括するのではなく、それぞれの費目に応じた指標の設定をお願いします。 ※下水道の指標は「下水道料金」に基づくため、物価変動の指標としては望ましくないと思料します。 （一例） ・人件費・・・電工労務単価 ・薬品費（苛性ソーダなど）・・・国内企業物価指数/小類別：無機化学工業製品 ・薬品費（高分子凝集剤など）・・・国内企業物価指数/小類別：有機化学工業製品 ・点検整備費・補修費・・・材料・機器費については国内企業物価指数/大類別/工業製品、労務費については公共工事設計労務単価/点検整備工 ・燃料費・・・国内企業物価指数/品目：A重油 ・焼却灰運搬・・・企業向けサービス価格指数/道路貨物輸送 ④設定した指標について、本事業は設計建設期間を含めると15年の長期事業となり、事業期間中に当初定めた指標ではなく別の指標が物価変動に適する場合も考えられるため、発注者と受注者の協議により「指標の見直しが行える制度設計」となるようにご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
264	実施方針	6	第1	9				事業期間終了時の措置	「（前略）発注者の指示に従い、十分な協力しなければならない。」とありますが、あらかじめ受注者と引継ぎ内容について協議し、受注者の意見も反映された内容に基づく発注者の指示との理解でよろしいでしょうか。	次に維持管理業務を受託する者も交えて受発注者間で協議を行い、円滑な引継ぎとなるよう協力を求めますので、発注者の指示内容は受注者の意見が必ず反映されるものではありません。
265	実施方針	7	第2	2			表4	選定の手順及びスケジュール	選定スケジュールについて、「技術提案書作成要領に関する質問回答」が令和7年（2025年）1月下旬、「技術提案書の提出」が2月下旬と示されています。 質問回答を踏まえ、必要に応じた技術提案書の提案や構成等の検討・反映などを十分に行うためには、2ヶ月程度の期間を見ることが望ましいと考えます。 上記より「技術提案書作成要領に関する質問締切」を令和6年（2024年）11月下旬、「技術提案書作成要領に関する質問回答」を令和6年（2024年）12月下旬とさせていただきよう、ご検討願います。	ご意見として承ります。
266	実施方針	7	第2	2			表4	選定の手順及びスケジュール	選定スケジュールについて、「要求水準書、契約書等に関する質問締切」が令和7年（2025年）6月上旬、その質問回答が同年6月下旬、「技術提案書の提出期限」が令和7年（2024年）2月下旬と示されております。 「要求水準書、契約書等に関する質問回答」に基づき、設計建設業務及び維持管理業務に関する各種計画を見直し、それらを「技術提案書の提案内容」及び「入札書」に反映し整合をとる必要があります。 上記より、「要求水準書、契約書等に関する質問回答」は、「技術提案書の提出期限」となる2ヶ月前には公表されるようにご検討願います。	ご意見として承ります。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
267	実施方針	7	第2	2				選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問締切、技術提案書作成要領に関する質問締切及び要求水準書、契約書等に関する質問締切の期間が設けられていますが、質問については締切日より前でも提出が可能という理解でよろしいでしょうか。また、締切日より前に質問した内容については、すぐに回答をいただき、複数回やりとりができるようお願いいたします。 例えば、質問を提出した後、2週間以内に回答をいただく等、回答期日の設定をご配慮願います。	前段について、ご理解のとおりです。質問期限内でしたら再質問が可能です。後段について、質問受付から回答までの期間は特段設定しませんが、極力早期回答を行う予定です。
268	実施方針	9	第2	3	(10)			技術提案書に係るヒアリング	「（前略）発注者が必要と判断した場合、ヒアリングを行うことがある。」との記載がありますが、入札参加者間の公平性を保つ観点から、「入札参加者のうち特定の参加者のみヒアリング実施、またはヒアリングなし」ということにならないよう、ヒアリングの実施有無をご検討願います。	ご意見として承ります。
269	実施方針	9	第2	3	(11)			技術提案の採否項目の通知	提案内容の採否について、採否の結果によっては「設備フロー」「技術者の配置人数」「補修頻度・内容」等、該当部分以外への影響を及ぼすことが考えられます。 そのような場合には、落札者決定後に採用可否に対する対応方法を、発注者と受注者で協議することができるという理解でよろしいでしょうか。	落札決定後に採否結果に対する対応方法などを受発注者で協議する場合は設けません。
270	実施方針	10	第2	4	(1)	④		入札参加者の構成	文末の「（前略）直接関わること、及びを求めるものとする」について、文中（下線部）に表記抜けと思われる箇所があるため、あらためて内容をご教示願います。	管理番号24を参照願います。
271	実施方針	17	第2	6	(3)	①	イウ	配置技術者	維持管理総括責任者の要件として示される「副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験」とは、下水終末処理場の水処理及び汚泥処理の副総括としての実務経験が必要という理解でよろしいでしょうか。 また、ウのa～dで示される下水終末処理場の実務経験も同様に、水処理及び汚泥処理の実務経験が必要という理解でよろしいでしょうか。	下水終末処理場の運転管理業務の実務経験とし、水処理・汚泥処理は問いません。 また、ウのa～dで示される下水終末処理場の実務経験も同様です。
272	実施方針別紙2	1	リスク分 担					リスク分担保	法令変更リスクの内容に関して、「上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク」が受注者側負担となっていますが、将来的な法令変更リスクを予見することが困難なため当リスクが発生した場合は対応方法・費用負担などを協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
273	実施方針別紙2	2	リスク分 担					リスク分担保 (案) (2)	経済リスク（物価変動）のうち、変動費B-3、C-3に係わる「フェニックス処分」について、大阪湾フェニックスセンターとの契約および焼却灰の処分単価は発注者のリスクとなり、大阪湾フェニックスセンターまでの運搬（運搬業者との契約や焼却灰の量）は事業者のリスクという理解でよろしいでしょうか。また、大阪湾フェニックスセンターまでの運搬費用については物価変動による価格改定が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
274	実施方針別紙2	2	リスク分 担					リスク分担保 (案) (2)	経済リスク（物価変動）のうち、変動費B-3・B-4及びC-3・C-4に係わる「電気料金」「水道料金」については、基本料金及び従量料金（電気料金は、燃料費調整単価ならびに再生可能エネルギー負担金発電促進賦課金単価を含む）の物価変動は、それぞれ契約を行う発注者のリスクになるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
275	実施方針別紙2	4	リスク分 担					リスク分担保	※1、※2の「一定の割合」について入札公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	管理番号3を参照願います。
276	実施方針別紙5	2	要求水準未達	3	(1)	2)	①	維持管理業務に係る契約金額の減額等の措置	発注者の承諾なく12月末までに実施しなかった場合、未実施業務に係る契約金額全額について、発注者の積算に基づき契約金額から減額を行うものとする。とありますが、今池水みらいセンターへの受け入れの都合等により、最終年度の1月2月に整備を行わざるえない場合は、発注者の承諾を得ることができれば減額の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	実施方針別紙5	2	要求水準未達	3	(1)	2)	① ②	業務期間終了時の施設健全度の確保が不十分な場合（ケース2）	①、②に「発注者の積算に基づき」とありますが、点検整備・補修業務については、受注者の計画に基づき提案するため、発注者にて積算できないものと思われます。入札価格を基に協議の上、減額される金額を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
278	実施方針別紙5	2	要求水準未達	3	(1)	2)	②	業務期間終了時の施設健全度の確保が不十分な場合（ケース2）	業務最終年度に実施する健全度診断の結果、施設健全度が要求水準を下回る場合であっても、業務期間終了時まで適切に補修等を行い、再度健全度診断を行った結果、施設健全度が要求水準を達成した場合はケース2に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
279	実施方針別紙5	3	要求水準未達	3	(1)	3)		その他要求水準未達成の場合の措置（ケース3）	何らかの要求水準未達が発生した日を1日目とすると30日目に要求水準達成が確認されれば延べ発生日数は「29日」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書（案）	2	I	2	2.3			事業期間・スケジュール	※3に「電力使用量と供給汚泥量は、令和12年4月1日0:00～令和23年3月31日24:00とする」とありますが、水道使用量の対象期間についても「令和12年4月1日0:00～令和23年3月31日24:00」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書（案）	13	II	1	1	(2)		焼却炉施設規模	今池水みらいセンターへの搬出可能日数は年間30日とありますが、受入可能量（t/30日）の上限はありますでしょうか。また、受入時間の制約はありますでしょうか。（例：9:00～17:00搬入可能など）	今池水みらいセンターへの受入れ可能量については、50t/日最大、1500t/30日です。搬入時間については、9時から16時です。
282	要求水準書（案）	13	II	1	1.2	(2)		焼却炉施設規模	焼却炉の点検整備により汚泥焼却できない場合に、大和川下流域下水道今池水みらいセンターへ脱水汚泥を搬出し処分することが可能で、搬出可能な日数は年間30日を上限とする。とありますが、30日を超過した場合は他のセンターにて受け入れてもらえるとの理解でよろしいでしょうか。	30日を超過した場合は、受注者にて貯留または処理願います。
283	要求水準書（案）	13	II	1	1.2	(2)		焼却炉施設規模	搬出する日時は、今池水みらいセンターの焼却炉の点検整備期間や他水みらいセンターからの受入れ状況によって調整が必要となるため、年次計画に基づき事前に発注者と調整するものとし、原則毎年3月は搬出しないものとする。とありますが、年次計画とは年間点検整備計画書との理解でよろしいでしょうか。	年次計画とは発注者が作成する計画です。
284	要求水準書（案）	26	II	2	2.4	2.4.1	(12)	週休2日（4週8休）工事の実施について	本工事の実施にあたっては、受発注者双方が綿密な工程調整を行うことにより、週休2日を確実に取得できるように施工計画を作成した上で工事に着手しなければならない。とありますが、建設業務に関する工事のみが対象で、維持管理業務に関する点検整備、補修業務には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書（案）	41	II	3	4			付帯設備	「重油または都市ガスのいずれかに代替可能な設備を設けること」とありますが、事業期間中に重油または都市ガス以外のバイオマス等ユーティリティを用いた場合、事業期間終了時に当該設備の撤去まで本事業に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	要求水準書（案）	52	III	1	1	3)		汚泥等分析及び環境分析業務	「計量証明事業者による分析結果をサービス対価に連動させる」とありますが、どのように連動させるのかは入札公告時に公表されとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
287	要求水準書（案）	52	III	1	2	1)		見学时対応	見学者への施設説明、ルート案内等は主に発注者が行い、受注者は補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	見学时対応は、受注者が主体として実施します。
288	要求水準書（案）	53	III	1	2	3)	②	脱水ケーキの搬出	点検整備期間中において大井水みらいセンターで発生した脱水汚泥を今池水みらいセンターまで運搬し…とありますが本件について詳細をご教示お願いします。 ①今池水みらいセンターへの受け入れは、3月を除けば事業者の要望通り受け入れを行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。（4月～9月でも対応可能でしょうか） ②今池水みらいセンターへの受け入れについては年数回に分割することが可能でしょうか。（例えば6月に10日間、9月に10日間、12月に10日間、焼却炉設備を停止するということは可能でしょうか） ③今池水みらいセンターとの受け入れ時期の調整は、事業者が提示する計画書をもとに大阪府殿が実施していただけたとの理解でよろしいでしょうか。 ④点検整備期間について、事業者の要望が通らなかった際に、点検整備費用の追加が発生した場合は別途請求可能との理解でよろしいでしょうか。	受け入れ先である今池水みらいセンターの焼却炉の運転計画を基に、今池水みらいセンターを受け入れ先とする他の水みらいセンターを含め年次計画が立てられます。 ①年次計画をもとに、可能な範囲での調整となります。 ②今池水みらいセンターの焼却炉の運転管理状況から基本的に分割はできません。 ③上記の年次計画によります。 ④事業者負担になります。
289	要求水準書（案）	53	III	1	2	5)		焼却灰等の運搬処分	焼却灰の処分についてフェニックスとの契約は大阪府殿が行い、事業者の業務としては運搬だけでよろしいでしょうか。	フェニックスとの契約も受注者で実施とします。
290	要求水準書（案）	55	III	3	3	2)		物品調達	①～⑦の項目はすべて調達しなければならないということではなく、受注者の判断で必要な物品を選定し調達するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	要求水準書（案）	55	III	3	3	3)		器具及び消耗品等	①～⑦の項目はすべて調達しなければならないということではなく、受注者の判断で必要な器具及び消耗品等を選定し調達するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	要求水準書（案）	57	III	4	4.3	(1)		補修業務の範囲	別紙3の流用機器について、本業務期間内に更新の計画はないとの理解でよろしいでしょうか。 仮に更新の計画がある場合は更新時期について事前に提示をお願いいたします。	更新が想定される機器と時期は以下のとおりです。 交流発電機2031年頃 ガスタービン機関2031年頃

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
293	要求水準書 (案)	57	Ⅲ	4	4.3	(1)		補修業務の範囲	別紙3の流用機器について、維持管理期間が始まる前までに健全度の改善に必要な補修については、発注者にて実施していただいた上での引き渡しとの理解でよろしいでしょうか。 (設備がすぐに補修が必要な状態や、不具合が発生した状態での引き渡しはないとの理解でよろしいでしょうか)	ご理解のとおりです。
294	要求水準書 (案)	57	Ⅲ	4	4.3	(1)		補修業務の範囲	別紙3の流用機器について、維持管理期間が始まる前までに健全度の改善に必要な補修については、発注者殿にて実施しない場合、入札公告時の設備の健全度の状況、整備履歴、維持管理業務開始前までの整備計画について開示をお願いいたします。 また、上記の場合であっても、設備がすぐに補修が必要な状態や、不具合が発生した状態での引き渡しの場合は、別途協議の上、補修に必要な費用については請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	要求水準書 (案)	57	Ⅲ	4	4.3	(1)		補修業務の範囲	別紙3の流用機器について、大規模な補修のうち長寿命化工事に位置づけられるものについては、ストックマネジメント計画に係る基礎資料（LCC 低減資料等）を整理し、発注者と協議の上、本業務の対象外とする。との記載がありますが、入札価格に影響がでるため、対象外となる設備は事前に公表いただきませうお願いいたします。	入札公告時に示します。
296	要求水準書 (案)	57	Ⅲ	4	4	(1)	②	補修業務	土木・建築の補修について「1件当たり消費税込みで250万以下に限る」とされていますが、土木・建築設備は既設設備であり、更新が必要な場合の計画や予算措置は貴府が行うことを踏まえて、土木・建築設備の補修業務は事業開始後に当該設備の状態を鑑みて貴府との協議のうえ行われる業務であると推察されます。ゆえに貴府と入札参加者の間に認識の違いが生じないよう、また、入札参加者間の公平性を担保するうえでも入札公告等の際には上記1件当たりの上限金額と合わせ「年間または事業期間累計の上限金額」をご提示いただくようお願いいたします。	要求水準書（案）のとおりとします。なお、過去5年間の実績から年当たり平均額を入札公告時に示します。
297	要求水準書 (案)	58	Ⅲ	6	6			供給汚泥量に関する基準	大井水みらいセンターの初沈汚泥及び余剰汚泥の計画日最大供給量が表中に示されていますが、変動費の算出基準となる各流入汚泥の予測数量を入札公告等でお示しいただくようお願いいたします。	入札公告時に示します。
298	要求水準書 (案)	58	Ⅲ	6	6			供給汚泥性状に関する実績	大井水みらいセンターの汚泥性状の実績が表中及びURLで示されていますが、実施方針別紙2（リスク分担表）の3頁に汚泥性状の変動リスクとして「要求水準書に示す条件内の汚泥性状の変化」が指す範囲を、入札公告等でお示しいただくようお願いいたします。	入札公告時に示します。
299	要求水準書 (案)	59	Ⅲ	7	7			業務期間終了時の施設の状態	健全度の算出に用いられる更新設備の経過年数は発注者への引渡し後から業務期間終了時までの間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	要求水準書 (案)	59	Ⅲ	7	7			事業期間終了時の施設の状態	設備の状態については、AMDB により算出された健全度により判断することとし、下表に示す主機について業務期間終了時に記載の健全度以上を確保するものとする。とありますが、焼却設備において主機に該当する設備の一例をあげていただくようお願いいたします。	「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水字第67号 下水道事業課長通知）」別表の小分類とします。
301	要求水準書 (案)	59	Ⅲ	7	7			事業期間終了時の施設の状態	「（前略）ただし、早期供用開始又は業務引継日の健全度が低い等の理由により、業務期間終了時の健全度確保が困難であると発注者と受注者がともに合意する場合は、別途協議するものとする。」と表記されていますが、事業期間中にAMDBの健全度算出方法等が変更になった場合も協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	要求水準書 (案)	59	Ⅲ	7	7			事業期間終了時の施設の状態	事業期間終了時の健全度が表中に示されていますが、AMDBの健全度算出方法に関して以下質問します。 ①点検・保守・補修を適切に実施した場合において、AMDBの健全度は「経過年数の要因が、当該設備機器の健全度評価に大きく影響する」と認識していますが、本表に記載される健全度は経過年数による健全度の低下が見込まれた値であるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①を踏まえて、形式の違い（例：ベルトプレス脱水機と遠心脱水機）で経過年数による健全度の低下に差はなく、点検・保守・補修を適切に実施した場合、どちらの脱水機でも事業終了時の健全度3.57以上を満たせるとの理解でよろしいでしょうか。	①②とも、ご理解のとおりです。
303	要求水準書 (案)	65	Ⅲ	12				その他	点検整備業務などで仮設ハウス等を使用する敷地は、無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	要求水準書 (案)	73	別紙3	1	(3)			脱水設備	脱水機棟天井クレーンに関して、「更新対象範囲」では「○：対象」、「流用/撤去/更新」では「流用」と記載があります。どちらが正しいのでしょうか。	正しくは「流用」です。入札公告時に示します。
305	要求水準書 (案)	157	別紙14					事業対象範囲図	②維持管理業務対象区域の年度に「令和7年～令和22年度」とありますが「令和12年3月31日～令和23年3月31日」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	受注者の維持管理業務期間は、「令和12年3月31日～令和23年3月31日」となります。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
306	実施方針	3	第1	7	(1)			設計建設業務に係る対価	『受注者は、発注者が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行う』とあります。 本事業における交付金の対象範囲と必要な資料を具体的にご提示願います。	管理番号127を参照願います。
307	実施方針	4	第1	7	(2)			維持管理業務（令和12年度～令和13年度）に係る対価	『受注者の業務実施に必要な電気、水道の費用は受注者が負担するものとする。ただし契約は発注者で行う。』とあります。 サービス対価の変動費2・変動費3の試算に必要となるため、本費用（単価）をご提示いただけないでしょうか。 後述の（3）に対しても同様の質問となります。	入札公告時に示します。
308	実施方針	6	第1	9				事業期間終了時の措置	『発注者の指示に従い、十分な協力をしなければならない』とあります。 3か月間の引継ぎスケジュールに対して、具体的にどのような引継ぎ（資料等を含む）を想定されているかご提示願います。 また、引継ぎに際しては発注者の指示とあるため、次の維持管理業務を受託する者が、本事業者に対して直接指示・要求することはなく、また、発注者としても本事業者が維持管理に際して提出する運転管理事業計画書等の範囲内でのみ引継ぎを行うものと考えてよろしいでしょうか。	前段について、具体的な引継ぎスケジュールは要求水準書（案）に示す期間を目安に改めて協力を依頼します。 後段について、要求水準書（案）の内容をご確認ください。
309	実施方針	10	第2	4	(1)	③		入札参加者の構成	『入札参加者は、SPCに出資する企業（以下「構成企業」という。）のみによって構成されるものとする。』とあります。 SPCへの出資は構成企業にとって負担となるため、企業によっては参加意欲はあっても出資が負担となり参画できなくなる可能性があります。 SPCへ出資しなくとも参画できる仕組みへ見直ししていただけないでしょうか。 ※中小企業・地元企業とのコンソ組成が困難になると考えます	実施方針のとおりとします。
310	実施方針	10	第2	4	(1)	④		入札参加者の構成	『代表企業は設計建設業務又は維持管理業務に直接携わること、及びを求めるものとする。』とあります。 本事業の設計建設業務と維持管理業務への切り替わりにおいてSPCの代表企業を変更してもよろしいでしょうか。（重複期間の代表企業については発注者と協議） 各業務の事業費率・業務内容に見合った企業を代表企業としたいため、変更対応を可能にしていきたいです。	代表企業の変更については、実施方針P.10 第2 4(1)④に記載のとおりとします。
311	実施方針	10	第2	4	(1)	⑥ ⑧		入札参加者の構成	⑥においては『他の入札参加者を構成する構成企業となることはできない』とあり、 ⑧においては『代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業について、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある』とあります。 例えば、入札参加者Aの構成員に構成企業Bがあり、入札参加者Aではなく入札参加者Bが落札候補者となった場合、入札参加者Bの構成員の追加変更で、構成企業Bが構成員となることは可能と考えてよろしいでしょうか。	実施方針P.10 第2 4(1)⑥の規定に示すとおり、落札者決定後においても認められません。
312	実施方針	10	第2	4	(1)	⑩		入札参加者の構成	SPCは構成企業（または構成企業JV）以外の者と契約を提携してはならないとなっています。 建設中に発生する産業廃棄物の収集運搬業務や、維持管理期間中のユーティリティ（薬品等）の購入に際しても、SPCとの契約となるため構成員に含める必要があります。 これらに関連する企業についても、構成企業として本事業に参画しなければいけないでしょうか。	実施方針のとおり、SPC は焼却炉機械設備工事をSPC構成企業以外の者と契約締結できません。SPCは運転管理業務を構成企業、構成企業による共同企業体以外の者と契約締結できません。なお、建設中に発生する産業廃棄物の収集運搬業務に関連する企業について、SPC構成企業としての参画の要否を定めていません。維持管理期間中のユーティリティ（薬品等）の購入に関連する企業について、SPC構成企業としての参画の要否を定めていません。このほか、ユーティリティ等調達管理業務については、実施方針別紙1 業務範囲区分表のとおりです。
313	実施方針	18	第2	7	(1)			審査に関する基本的な考え方	『学識経験者等の外部委員を含む』とあります。 構成企業によっては学識経験者との共同研究や出資を行っており、外部委員に選定された学識経験者と関連する可能性があります。 この場合において、上記の構成企業を含む入札参加者の資格が取消とならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
314	実施方針	20	第2	8	(4)	①		契約締結に係る留意事項等	『技術提案書提出前に明示的に確定することができなかった事項について、必要に応じて発注者と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする』とあります。 (技術提案の採否項目の通知から入札書の受付までは2ヶ月程度あり、さらに落札者の選定・公表から本事業契約の締結まで2ヶ月程度あります。) 技術提案書の提出前に明示的に確約できなかったことにより ①応札を断念する可能性があります。 ②契約締結までに落札者との協議により内容を確定するため、事業者に不利（または両者間の相違により事業契約を断念）になる可能性があります。 落札後に明示的に確約することは、応札への判断、入札の透明性を欠くと考えられるため、技術提案書の提出前に、具体的に提示いただけないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
315	実施方針別紙2	2	リスク分担		(2)			物価変動	『変動が一定の割合までは受注者が負担する。一定の割合を超えた場合は発注者の負担とする』とあります。 スライド条項に係る内容と想定されます。 現状想定されている受注者の負担割合と、スライドに用いる指標・事業費の見直し方法をご提示願います。	入札公告時に示します。
316	要求水準書(案)	20	II	1	2	(7)		焼却灰搬出基準	設計検討のため、現在、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックス」という。）に入入れている焼却灰・珪砂の成分分析結果をご提示願います。	大阪府流域下水道維持管理報告書をご参照ください。
317	要求水準書(案)	20	II	1	2			環境負荷低減	『2050年カーボンニュートラル・脱炭素 ～ 環境負荷の低減に努めること。』とあります。 しかしながら、要求水準書（案）P13、1.3.1 焼却炉施設の形式では、『下水道事業におけるエネルギー効率化 ～ に示された性能を満足する。』とあります。 施設建設の要求水準としては、1.3.1項に記載の内容と考えてよろしいでしょうか。 また、1.6記載のCN技術等の導入を行う場合は、1.3.1の要求事項以上の内容となるため、技術提案については1.6項の導入検討までとして、実際に導入を行う場合は、別途、発注者様と協議して、事業費の見直しを行えると考えてよろしいでしょうか。	前段の要求水準は、ご理解のとおりです。 後段の技術提案については、入札公告等で示します。なお、技術提案については事業契約に含むため事業費の見直しの対象外となります。
318	要求水準書(案)	20	II	1	2			環境負荷低減	『汚泥処理施設より排出される各種排水・焼却灰を利用したリン回収 ～ 本事業終了後に原則受注者により撤去する』とあります。 ①「受注者の提案により可能とする」とあるため、リン回収や資源化で得られた販売利益は、受注者に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。 ②「リン回収・資源化」は受注者提案のため、生成物の量・性状に関しての要求水準はないものと考えてよろしいでしょうか。（例えば年1回1kg程度のリン回収であっても達成と考えます） ③この提案により実施するリン回収等の施設は、本事業施設内で行わず、外部にある生成施設において実施してもよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③本事業施設内での実施とします。
319	要求水準書(案)	22	II	2	2	(3)		設計業務体制	『設計業務の担当者以外の第三者』とあります。 ①構成企業の従業員でよろしいでしょうか ②本項の1)～3)の資格者が、構成企業以外の第三者の場合（設計建設企業が外部機関や調査・確認のみで請別発注）、設計リスクを取ることが行えず、実質的に対応は出来ないと考えます。	要求水準書（案）I 3.2 に示す配置技術者以外の第三者である、構成企業の従業員とします。
320	要求水準書(案)	23	II	2	2	2.4.1	(5)	施工管理2)	『その他の工事の円滑な施工に協力する』とあります。 その他の工事に対して、調整を実施した場合においても、本事業の工程等に影響が発生する場合、その影響に対して発生した費用に関して、発注者により補填されると考えてよろしいでしょうか。 特に本事業の契約締結後に、発注者様が別途契約した工事に関しては、事業者としては事前情報がなく想定が行えないため、発注者の負担と考えます。	ご理解のとおりです。
321	要求水準書(案)	23	II	2	2	2.4.1	(5)	施工管理7)	『大阪府南部流域下水道 ～ 会則に従わなければならない。』とあります。 本会則をご提示いただけないでしょうか。 また、契約締結後に会則が改定された場合においても、契約前にご提示された会則に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。 会則の改定に伴うリスクは発注者の負担と考えます。	前段は入札公告時に示します。 後段は実施方針 別紙2（1）リスク分担表の法令変更リスクのとおりとします。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
322	要求水準書 (案)	23	Ⅱ	2	2	2.4.1	(7)	施工図の提出	『～各施工の段階前に発注者に提出して確認を受けること。』とあります。これは「確認」であり「承諾」ではないため、事業者からの施工計画書等の内容に準拠し、施工を実施できると考えてよろしいでしょうか。 また、発注者様からのご指示により施工計画・要領書等の内容を見直しを行い、施工内容の見直しに伴い仮設費・工数等が増加した場合には、増加に伴う費用は発注者へ請求できるものと考えます。	前段は、要求水準書に合致していることを「確認」します。施工実施は施工計画書等の「確認」後の実施とします。 後段は、要求水準書への合致が確認できない場合は受注者負担とし、それ以外の発注者からの指示によるものは発注者負担とします。
323	要求水準書 (案)	24	Ⅱ	2	2	2.4.1	(8)	安全管理	『安全施設を現場条件に応じて設置する』とあります。 ここでの安全施設は、どのような施設を想定されているかをご教示願います。	安全衛生規則に準じた対策施設を想定しています。
324	要求水準書 (案)	25	Ⅱ	2	2	2.4.1	(8)	安全管理	『施工中に事故が発生した場合～工事事務報告書を提出しなければならない。』とあります。 ①工事事務報告書の記載内容と事故発生後の対応については、工事着手前に発注者と協議・確認を行い、事故発生時には、その内容に沿って対応すると考えてよろしいでしょうか。 ②2.4.1(2)において『責任施工』となっているため、事故後の措置・改善については事業者の責により行い、工事再開についても発注者の判断ではなく、事業者の判断により再開を行えると考えてよろしいでしょうか。 また、発注者の判断により工事再開を行う場合、責任施工と矛盾するため、再開までの工事中止による遅延・追加費用の発生は、受注者に責がなく、発注者により事業期間の見直し、事業者は発注者へ追加費用への請求が行えると考えます。	①は、ご理解のとおりです。 ②は、事故発生原因を帰責として実施方針別紙2リスク分担表に基づき判断します。
325	要求水準書 (案)	25	Ⅱ	2	2	2.4.1	(9)	水道光熱電力料	新設・更新を行った機械設備に関しては、電気設備に係る切替工事が完了となるまで、試運転・動作確認に係る電源供給は、既設の電気設備からの給電になると想定されます。 既設の電気設備から給電する場合の電力料の精算方法をご提示願います。 また、既設の電気設備からの給電に係る既存設備の改造がある場合、その改造範囲に関しては発注者による別途発注と考えてよろしいでしょうか。	受注後に発注者と協議するものとします。
326	要求水準書 (案)	25	Ⅱ	2	2	2.4.1	(13)	1) 計算書・図面等	『下記の書類及び～工事施工着手してはならない』とあります。 ①「確認」となっており、承諾・承認行為ではないため、必要書類等の確認であり、不足・修正等に関しては事業者にて対応を行い、提出の完了が工事着手になると考えてよろしいでしょうか。 ②工事施工着手までの期間を明確にしたい、「確認」に係る期間をご提示願います。 ③上記②に関して、ご提示された確認期間以上に日数を要し工事着手が遅れた場合、着手の遅れにより費用が発生した場合、事業者の責によるものではないため、発注者へ請求できると考えてよろしいでしょうか。	①提出書類及び図面について不足修正等があった場合はその対応完了後に確認を行います。 ②確認期間は速やかに行いますが、具体的な期間については、量・内容によるためお示しできません。 ③②を参照願います。
327	要求水準書 (案)	27	Ⅱ	2	2	2.4.1	(14)	1) 社会資本整備総合交付金要綱への適合	『当該交付金要綱等に適合する工事を行うこと』とあります。 ①当該交付金要綱の内容を確認したところ、工事に関して具体的な記載はありません。「適合する工事を行う」とあるため、どのような工事対応を行うのか具体的にご提示願います。 ②「等」とあります。この「等」は、社会資本整備交付金要綱以外のなにを対象としているかご提示願います。	管理番号127を参照願います。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
328	要求水準書 (案)	32	Ⅱ	2	3	2.5.1	(3)	現地における確認	『発注者は、必要に応じて ～ その確認又は復旧に係る費用は、受注者の負担とする。』とあります。 ①想定されている破壊試験の対象と方法をご提示願います。 ②発注者が実施した破壊試験により、対象機器等の性能・運転に影響が発生した場合、復旧に係る費用は受注者負担となっていますが、受注者に責はないと考えられるため、この場合の破壊試験により損傷した機器等の復旧費用は、発注者に請求できると考えてよろしいでしょうか。	①コンクリート強度を対象とし、方法はコアによる試験を想定しています。 ②要求水準書P32 2.5.1 (3) のとおりです。
329	要求水準書 (案)	37	Ⅱ	2	3	2.6	(5)	燃料に関する条件	『都市ガスを引込が必要な場合は、受注者の責任において必要な引込配管を含めて整備する』とあります。 『受注者の責任において』対応するため、都市ガス配管の引込費用は、応札額に含まないものと考えてよろしいでしょうか。 また、この場合、引込配管の帰属は受注者にあると考えてよろしいでしょうか。	前段について、都市ガス方式とする場合のセンターへの引込みに要する費用、手続きに関し、発注者は、大井水みらいセンターでの事業契約以外に別途の負担や契約を行うことはありません。受注者側で費用負担が見込まれるものは、応札額に含めるものとします。 後段について、センター敷地外の配管はガス導管事業者に帰属し、センター敷地内配管は、引渡し前は受注者の帰属であり、引渡し後は、発注者の帰属となります。
330	要求水準書 (案)	42	Ⅱ	3	4	4.1	(5)	その他	『既設の受変電設備は更新後撤去とする』とあります。 “020”でのご質問と同様、新設する受変電設備は、最終の切替段階での運用となるため、既設の受変電設備の撤去期間を確保しての設計・建設期間での対応は困難です。 既設の受変電設備の撤去に関しては、維持管理期間での実施対応にいただけないでしょうか。 ※既設の電気設備に関しては全て同じになります	要求水準書のとおりです。
331	要求水準書 (案)	42	Ⅱ	3	4	4.2		非常用自家発電設備	『容量が不足する場合は、受注者にて増設を行う』とあります。 増設する場合、設置可能な場所、排ガス・騒音等の規制値をご提示願います。	要求水準書に示す事業用地内に設置のうえ、各種規制値を満足するものとします。
332	要求水準書 (案)	60	Ⅲ	7	7	3)		業務期間終了時の施設の状態	『本来あるべき健全度より ～ 発注者は受注者に改善措置を求めることができる』とあります。 7.2項の前段にはAMDBによる健全度を算出することとなり、発注者はなにより『本来あるべき健全度』にないと判断されるかをご提示願います。 発注者によりご提示された判断内容が、事業者のAMDBでの判断と異なるため、協議・判断が困難と考えます。 基準が複数あることになるため、当初より、なにより判断するかを明確にしていただけないでしょうか。	健全度の状況が想定範囲内、点検整備計画等にて業務終了時に健全度を保持できるかを判断の基準としております。
333	要求水準書 (案)	3	2	2.4	(2)	1)	②	焼却炉施設設計建設業務	脱水機棟内焼却電気設備は撤去対象と記載があります。 一方、要求水準書(案)別紙 P82 記載の焼却設備用電気品が「更新（撤去無し）」と記載されております。（例：汚泥焼却設備コントローラ盤）。P82のリスト通り撤去無しで進めてよろしいでしょうか？	管理番号240を参照願います。
334	要求水準書 (案)	45	第4	4.7				接地・配線・電路工事	既設接地極板・接地棒については、場内残置としますがよろしいでしょうか？	既設接地極板・接地棒については撤去とします。
335	要求水準書 (案)	8	第1	4	4.3			関連仕様書等	『～最新版の下記仕様書について準拠する。』とありますが、列記された仕様書に重複する項目がある場合、いずれかを満たせばよいという認識でよろしいですか。 優先順位があれば教えて下さい。	列挙する仕様書のうち、大阪府都市整備部の請負必携等と（一財）下水道事業支援センターの各仕様書にあつては、大阪府都市整備部の請負必携等が優先します。これ以外については、重複する項目がある場合は協議とします。
336	要求水準書 (案)	27	第2	2	2.4.2	(1)	2)	塗装種別と仕様	『～標準的な塗装仕様を次頁「表 標準的な塗装仕様」に示す。』とありますが、『P8 関連仕様書等』等に同様の記載がある場合、優先順位を教えてください。	表 II-9 標準的な塗装仕様を優先としますが、必要に応じて受注後の協議とします。
337	要求水準書 (案)	43	第2	4	4.1	図	Ⅱ-2	受変電設備参考配電系統	照明変圧器の容量、もしくは対象負荷リスト、各負荷の容量を教えてください。	照明変圧器の容量は100kVAです。
338	要求水準書 (案)	43	第2	4	4.1	図	Ⅱ-2	受変電設備参考配電系統	『[既設]動力TR3 φ3W 440V/220V 100kVA』とありますが、更新対象として提案することは可能ですか。	令和5年度に設置した機器のため撤去・更新は不可です。
339	要求水準書 (案)	45	第2	4	4.6	図	Ⅱ-3	監視制御設備参考システム系統	試運転期間中において、コントローラ盤を既設コントローラ盤に接続する提案は可能ですか。	既設コントローラ盤に接続する提案は可能としますが、接続に必要な改造費用等は受注者による負担とします。 なお、既設システム構成は水処理と汚泥処理がワンループとなっており、これを切り離す改造工事は発注者にて別途実施する予定です。
340	要求水準書 (案)	45	第2	4	4.6	図	Ⅱ-3	監視制御設備参考システム系統	監視制御装置、状態監視PC、プリンタ、サーバの台数は提案によるという理解でよろしいですか。	管理番号82を参照願います。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
341	要求水準書(案)	45	第2	4	4.6	図	Ⅱ-3	監視制御設備参考システム系統	サーバを場外に設ける提案は可能ですか。	提案可能です。 ただし、少なくとも以下に留意すること。 ①サーバを場外に設ける場合であっても建設期間内に発注者へ引渡しができるものであること ②業務完了時には、受注者の負担で大井水みらいセンター内へサーバーを設置し場内で監視制御設備を構築したうえ、施設を引渡すこと。 ③下水終末処理場における実稼働実績を有するものであること。 ④場外への設置に起因するリスクは受注者リスクになります。
342	要求水準書(案)	45	第2	4	4.6	図	Ⅱ-3	監視制御設備参考システム系統	サーバを場外に設けた場合、発生する通信費等のランニングコストは本事業の範囲外ということでしょうか。	事業の範囲内となります。
343	要求水準書(案)	45	第2	4	4.6	図	Ⅱ-3	監視制御設備参考システム系統	試運転期間中において、既設盤の予備もしくは不使用MCCBを使用することは可能ですか。	不使用MCCBの使用は可能ですが、使用時における各種保護継電器の整定調整は全て事業者責任とします。
344	要求水準書(案)	45	第2	4	4.6	図	Ⅱ-3	監視制御設備参考システム系統	現場動力制御盤内にコントローラを置く場合、上位のコントローラと伝送ケーブルで接続してもよろしいですか。	可能とします。
345	要求水準書(案)	44	第2	4	4	(3)	3)	プロセスコントローラ	プロセスコントローラは、濃縮・脱水系、焼却系でそれぞれ単独構成とすること、とありますが、プロセスコントローラの性能に応じて、増減することは可能でしょうか。	プロセスコントローラは、濃縮・脱水系、焼却系でそれぞれ単独構成と記載のあるとおり、2グループ以上の構成とします。
346	要求水準書(案)	44	第2	4	5	(4)		計装設備	各計装機器の測定方式は特に指定がないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。